論　説

核兵器国と非核兵器国の義務のバランス

――現代軍縮国際法の新しい視座――

黒　沢　満

目　次

まえがき
一　「核・非核兵器国体制」の形成
(一)　部分的核実験禁止条約
(二)　核兵器不拡散条約
(三)　ラテンアメリカ核兵器禁止条約
(四)　「核・非核兵器国体制」の意義
二　核兵器国の軍縮義務
(一)　核兵器国と非核兵器国の対立
(二)　核兵器不拡散条約第六条の意義
(三)　条約成立後の非核兵器国の主張
(四)　核軍縮の進展と展望

三　非核兵器国の安全保障
㈠　核兵器不拡散条約と安全保障
㈡　非核兵器地帯と安全保障
㈢　積極的安全保障と消極的安全保障
むすび

まえがき

現代の国際社会における顕著な特色の一つは、核兵器国（nuclear-weapon states）と非核兵器国（non-nuclear-weapon states）という二種類の国家が存在することである。第二次大戦後における東西問題から南北問題への移行と並行して、これらの二種類の国家が併存するという「核・非核兵器国体制」が形成されてきた。戦後の軍縮交渉は、核軍備の縮小や撤廃の方向には全く進まず、核軍備競争が継続されるなかで、新しい核兵器国の出現を防止するための努力が中心となっている。核軍備の縮小や撤廃には全く成功せず、新しい核兵器国の出現防止に一応成功した結果、核兵器国と非核兵器国という二種類の国家が存在するようになったのである。

このことは事実上そうであるだけでなく、法的にも二種類の国家の固定化が図られている。すなわち核兵器不拡散条約第九条三項は、「この条約の適用上、『核兵器国』とは、一九六七年一月一日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう」と規定している。それ以外の国はすべて非核兵器国である。

この「核・非核兵器国体制」の本質は、一方の国家群は核兵器を所有・管理できるが、他方の国家群は核兵器を

所有・管理できないとするところにあり、根本的に差別的なものである。核兵器国の増加は国際の平和と安全を危うくするという共通の意識、および核軍縮に向けての第一歩としての位置づけなどがこの体制を支えているのであるが、本質にある差別を解消しない限りこの体制も存続しえないし、さらに核軍縮に向けての進展も期待しえない。

この「核・非核兵器国体制」の欠陥を是正するための原則が、「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則である。この原則は、「核・非核兵器国体制」の形成過程においても、また一応形成された後においても、軍縮交渉の中心的な原則として議論されてきたものである。

「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」の原則は、非核兵器国が核兵器を所有・管理しない義務を引き受けることに対応して、核兵器国も一定の義務を引き受けるべきであるという考えから大きな影響を受けているが、それ以上に、この原則が国際の平和と安全にとって不可欠であるという認識に基づいている。さらに国際の正義と衡平といった観点からも主張されている。このことは「核・非核兵器国体制」がそれ自体目的ではなく、真の軍縮に向けての必要な第一歩であるという一般的な認識を表わしている。

従来の軍縮研究は主として米ソ両核超大国を中心とし、両国の交渉および一致点と対立点などを中心とするアプローチが主流をなしていたが、本稿は、現代軍縮国際法の新しい視座として、核兵器国と非核兵器国の対立を中心に、グローバルな観点から軍縮問題にアプローチしようとするものである。このことは軍縮問題が単に米ソを中心とする核大国だけの問題ではなく、世界中のすべての国家に深く関わる問題であることを示している。

本稿の目的は、上述の新しい視座から現代軍縮国際法を明らかにすることである。そのためにまず「核・非核兵器国体制」の形成過程を明らかにし、その意義を明確にした上で、「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」と

いう原則の具体的内容である核兵器国の軍縮義務および非核兵器国の安全保障のそれぞれについて、現実の軍縮交渉での議論を土台として、検討し、国際の平和と安全を促進する方向を明らかにしようとするものである。

一　「核・非核兵器国体制」の形成

第二次大戦直後においては、米国による核独占の時代が続いていた。この時期に米国は、バルーク・プランを中心として新しい核兵器国の出現を防止しようとした。しかしこの時代における対立は、現在の「核・非核兵器国体制」とは異なり、東西問題の一環としての米ソの対立として表われていた。本稿の中心課題である「核・非核兵器国体制」は、米ソ両国が一方の国家群に含まれ、その中核となっている体制であるから、一九四〇年代後半の米国による核独占の時代は、たとえその時期に核兵器不拡散の主張があったにしても、本稿の対象とはならない。

一九四九年にソ連が初めて原子爆弾の爆発に成功し、その後米ソとも水爆実験に成功した。そして一九五〇年代の終りから一九六〇年代の初めにかけて、東西の緊張緩和が始まった。ここにおいて超核大国としての米ソ二国に共通の利害が生まれてきた。そこにこの「核・非核兵器国体制」の萌芽がみられる。しかしまた、この「核・非核兵器国体制」は、核軍縮を中心とする新しい国際体制への移行の前提条件としても考えられる。ここに核兵器国と非核兵器国によるこの体制に対する評価の違いが表われている。すなわち核兵器国はこの体制を目的化しようとするのに対し、非核兵器国はこの体制を手段と考えているのである。このように「核・非核兵器国体制」に対する評価およびその位置づけが異なっているにもかかわらず、すべての国にとって一応の合意がみられたのは、核兵器がさらに多くの国家に拡がることは国際の平和と安全にとって好ましくない、という共通した認識であった。

したがって「核・非核兵器国体制」を形成する努力は、両国家群により行なわれている。その第一は、核兵器実験禁止に関する交渉および部分的核実験禁止条約の締結においてである。次に核兵器拡散防止の問題に関連してこの体制が形成されてくるのであるが、これには二つのアプローチがある。その一つは、核兵器国は非核兵器国に核兵器を移譲せず、非核兵器国は核兵器を受領または製造しないという内容をもつもので、核兵器不拡散条約として成立したアプローチである。もう一つは、非核兵器国が自ら核兵器国の受領および製造を放棄し、他国のために自国領域内に核兵器を配備しないという内容をもつアプローチで、これは非核兵器地帯の構想である。

「核・非核兵器国体制」の形成は、以上の三つのアプローチにより行なわれてきたものであるので、以下にそれぞれを個別に検討することにより、その形成過程とその内容およびその意義を明らかにする。

(一)　部分的核実験禁止条約

核実験禁止の措置が核兵器国の増加を防止するのに役立つことは、この問題の初期から認識されていた。核実験禁止問題を軍縮交渉の中へ持ち込むのにイニシアティヴをとったインドは、その提案を推進する理由の一つとして、「(θ)そのことにより他の諸国は、実験により核兵器を製造する能力を取得することを妨げられる。そのような兵器を実験する能力が拡散することは世界的な安全保障を弱めるだけである」[1]と述べている。

あらゆる環境における核実験の禁止という問題は、結局査察および検証の問題、すなわち地下核実験の探知と識別の問題に関して一致がみられなかったため、米ソの間で合意が成立しなかった。その結果一九六三年に成立した条約は、「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」であり、地下核実験はその爆発の結果放射性残渣がその国の領域外に出ない限り許されている。

この条約はすべての国に開放されているため、多くの非核兵器国がこの条約に参加した。極めて多くの非核兵器国がこの条約に参加したのは、この部分的核実験禁止が包括的核実験禁止に移行し、さらに核軍縮に進むという期待をもっていたからである。条約の規定からのみ考えるならば、義務の内容は大気圏内、宇宙空間及び水中における核実験の禁止であり、核兵器国のみが義務を負っているようにみえるかもしれない。しかし実際においては、地下核実験が禁止されていないため、核兵器国はその核兵器の開発および製造に何ら支障をきたさなかった。したがってこの条約は核軍縮競争の停止には何の役にも立たないものであり、その後の地下核実験の回数の増加とともに、核軍備競争はさらにエスカレートしていったのである。

他方非核兵器国に対するものとして、この条約は非核兵器国が核兵器国になることを防止するという目的をもっている。このことはケネディ大統領がこの条約の効果として、国際緊張の緩和、放射性降下物の危険からの解放、核軍備競争の制限とともに、「この条約は現在核兵器を所有していない諸国に核兵器が拡散するのを防止する一つの手段となるであろう」[2]と述べていることからも明らかである。なぜなら「大気圏内核実験を放棄したことにより、核兵器の開発がさらに困難になり高価になるので、条約は非核兵器国の核兵器開発を抑えるものとなるだろう」[3]からである。

部分的核実験禁止条約は、以上のように、新しい核兵器国の出現を防止しようという目的を明らかにもっていた。[4]そして核実験の禁止が部分的であったため、すなわち地下核実験が禁止されなかったため、核兵器国の核開発はさらに急速に進み、一方では核兵器国による自由な核開発、他方では非核兵器国による大気圏内核実験の禁止という図式により、「核・非核兵器国体制」の形成はさらに推し進められていったのである。

(二) 核兵器不拡散条約

核兵器拡散防止問題に対処するアプローチの一つはアイルランドのイニシアティヴによるものである。その内容は、一九六一年の国連総会において全会一致で採択された決議一六六五（XVI）によれば、「核兵器国は核兵器を所有していない国に対して核兵器の管理を移譲せず、またはそれらの製造に必要な情報を伝えないことを約束する諸条項、並びに核兵器を所有していない国家は核兵器を製造せず、または他の方法で核兵器の管理を取得しないことを約束する諸条項を含んだ国際協定」となっている。

非核兵器国であるアイルランドのイニシアティヴによるものであるが、アイルランドの最初の決議案すなわち一九五八年の決議案は次のようであった。

1、軍縮の分野における国連の目的は、原子兵器、水素兵器、他の大量破壊兵器の禁止に関する……有効な全面的な協定であることを認識し、

2、核兵器所有国の数が増加するかもしれないという危険が現在存在すること、それは国際緊張を悪化させ、世界平和の維持を困難にし、したがって第一項の全面軍縮協定の達成をさらに困難にするであろうことを認識し、

3、核兵器の拡散に固有の危険を研究するためアド・ホック委員会を設置すること、およびこれらの危険を防ぐための適切な措置を総会第一四会期に勧告することを決定する。

この決議案から明らかなように、アイルランドの当初の意図は、全面軍縮協定という目的達成の手段として核兵器拡散防止が必要であるということであった。しかし後には、核兵器不拡散の問題は全面軍縮とは全く切り離され、単独の副次的軍縮措置として審議された。米ソ両国はNATOのMLF（多角的核戦力）構想をめぐって対立したものの、核兵器不拡散に関しては利害の一致がみられたため、交渉の主要な対立は核兵器国と非核兵器国との

間におけるものであった。

米ソ両国がそれぞれ別々の条約案、次に同一だが別個に提出された条約案、そして共同条約案と提出してゆくなかで、国連総会および一八ヵ国軍縮委員会において、非核兵器国の要求が少しずつ取り入れられ、最終的には現行の条約となった。しかし核兵器国と非核兵器国との交渉において、非核兵器国の主張は極めて部分的にしか採用されなかった。したがって両者の義務および責任はバランスがとれているとは言い難い。しかし国連総会決議一六六五（XVI）に沿った内容であり、「核・非核兵器国体制」の形成には一応成功していると言えよう。条約の核兵器不拡散に関する規定は次の通りである。

第一条　締約国である各核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は核兵器その他の核爆発装置の管理の取得につきいかなる非核兵器国に対しても何ら援助、奨励又は勧誘を行わないことを約束する。

第二条　締約国である各非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造についていかなる援助をも求めず又は受けないことを約束する。

「この条約の基本的な――黙示的ではあるが――規定は、国際社会を核兵器国と非核兵器国という二つのクラスの国家に分けることである。そして周知のように、条約の主要な任務は現在の二つのクラスの構成国を変えることなく維持することである」[5]と述べられているように、この条約は直接的な形で「核・非核兵器国体制」をつくりあげた。

核兵器不拡散条約は開放条約であり、それに多くの非核兵器国が参加したのは、ウ・タント事務総長が、「私は核兵器不拡散条約の締結を軍縮がさらに進展するための不可欠な第一歩であると考える。実際、核兵器の拡散防止

の条約に合意が達成されないなら、近い将来において何らかの軍縮措置に対する合意を考えることは困難である」[6]と述べているように、この条約が軍縮に向けての必要条件と考えられたからである。すなわち軍縮の方向へ向かわせるためには、まず軍備競争の方向への進展を停止させなければならないからである。

しかし核兵器不拡散条約は、非核兵器国が核兵器国になるいわゆる「水平的拡散」を禁止してはいるが、核兵器国がさらに核軍備を開発するといういわゆる「垂直的拡散」については何ら規定しておらず、これは全く自由にされている。垂直的拡散防止は核兵器国が核軍備競争を停止し、核軍縮を行なうという問題であり、条約の交渉・審議過程においても、非核兵器国の側から強く主張された問題である。最終的には条約第六条により解決されたが、満足すべき解決にはなっておらず、ここに条約の大きな欠陥が存在する。

(三)　ラテンアメリカ核兵器禁止条約

核兵器拡散防止のためのもう一つのアプローチは、非核兵器国の側からの自主的なものである。一九六一年にスウェーデンが提案し、国連総会で採択された決議一六六四（XVI）によれば、その内容は、「核兵器を所有していない国が核兵器を製造せず、または他の方法で取得しないこと、並びに将来他国のために自国領域内への核兵器の導入を拒否すること」である。このアプローチは核兵器国と非核兵器国との約束ではなく、非核兵器国からの自主的な意思に基づくものである。さらにその内容については、核兵器不拡散条約の概念とは少し異なり、自国領域内に他国のために核兵器を配備しないという義務が含まれている。

この非核兵器地帯の考えは、一九五〇年代にポーランドにより中部ヨーロッパに関して提案されており、その他バルカン諸国・アドレア海・地中海、アフリカ、北ヨーロッパ、ラテンアメリカなどに関して提案されてきた。ま

た最近、中東、南アジア、南太平洋に関しても非核兵器地帯の設置が提案されている。

それらの諸提案のうちで条約として成立したのはラテンアメリカのみである。ラテンアメリカ地域では一九六二年のキューバ危機を契機として、一九六三年に五ヵ国の大統領が宣言を行ない、その後ラテンアメリカ非核化準備委員会が条約草案を作成し、一九六七年二月一四日に条約が採択された。この条約の中心的な義務を定める第一条一項の規定は以下の通りである。

1、締約国は、自国の管轄下にある核物質及び核施設を平和的目的のためにのみ使用すること並びに次のことを自国の領域において禁止し及び防止することをこの条約によって約束する。

(a) 締約国自身のために直接若しくは間接に、第三者のために又は他のいずれかの態様によって、核兵器を方法のいかんを問わず実験し、使用し、製造し、生産し及び取得すること。

(b) 締約国自身が若しくは締約国のために第三者が又は他のいずれかの態様によって、直接又は間接に、核兵器を受領し、貯蔵し、設置し、配備し及び形態のいかんを問わず所有すること。

これらの規定により、この地域内においては核兵器に関するあらゆる活動が禁止されており、それは締約国のみならず第三国にも及ぶものである。

さらにこの条約は、核兵器国がこの地域の非核兵器地帯である状態を尊重すること、およびこの条約の締約国に対して核兵器を使用しないこと又は使用するとの威嚇を行なわないことを約束する付属議定書Ⅱを備えている。

非核兵器地帯の設置条約は、非核兵器国のイニシアティヴにより「核・非核兵器国体制」を形成するものである。非核兵器地帯の設置により、非核兵器国はその地域が核軍備競争に巻き込まれないようにするとともに、付属議定書Ⅱが示しているように、核兵器国に対してその地域への核兵器の使用または使用の威嚇を行なわないよう要

求できるのである。そのことにより非核兵器国の安全が増進されると考えられる。この点においても非核兵器地帯は核兵器不拡散と異なっている。

最後に非核兵器地帯の位置づけに関して、非核兵器地帯の設置はそれ自体「核・非核兵器国体制」の形成に寄与するものであるが、それが最終的な目的だとは考えられていないことは、ラテンアメリカ核兵器禁止条約がその前文において、「非核兵器地帯はそれ自体が目的ではなく、将来における全面的かつ完全な軍備縮小を達成するための手段である」と謳っているところからも明らかである。

㈣　「核・非核兵器国体制」の意義

一九四五年以来の軍縮の成果は、以上の検討から明らかなように、核兵器国がその軍備を縮小・撤廃するといった措置ではなく、「核・非核兵器国体制」の形成であった。核兵器国の増加が国際の平和と安全を危うくするという認識が、それを形成する要因の中心であり、さらに核兵器国の増加防止が真の核軍縮へ向かう前提条件と考えられたからである。

核兵器拡散の危険が認識され始めたのは一九五〇年代の後半であるが、それは一九六〇年にフランスが、一九六四年に中国が核兵器国になることを防止できなかった。この二国は、部分的核実験禁止条約にも核兵器不拡散条約にも参加していない。しかし核兵器不拡散条約第九条三項により、これらの国家は条約上核兵器国と認められている。ラテンアメリカ核兵器禁止条約につづいて核兵器不拡散条約が成立する一九六七年から一九六八年頃にかけて、「核・非核兵器国体制」が一応成立したと考えられる。

しかしこの「核・非核兵器国体制」は、核兵器国および非核兵器国の意思により成り立つものであり、それが両

者にとって受け入れられるものでなければならない。核兵器国のみを有利にし、非核兵器国のみに重い義務を課すようなものは長続きしないであろう。このことは核兵器不拡散条約の交渉の最初から主張されていたことであって、たとえばインドは以下のような総合的な解決を示唆していた。

(1) 核兵器を他国に移譲しないという核兵器国による約束。
(2) 核兵器を所有しない国に対して核兵器を使用しないという約束。
(3) 核兵器能力をもつ国により威嚇されている国の安全保障を確保する国連を通じての約束。
(4) 軍縮に向けての具体的な進展。
(5) 核兵器を取得せず製造しないという非核兵器国の約束。(7)

核兵器不拡散に関するものは(1)と(5)であり、(2)と(3)は非核兵器国の安全保障に関するものであり、(4)は核兵器国の軍縮義務に関するものである。またナイジェリアの代表も、「不拡散条約は包括的核実験禁止、強化された国連平和維持機能、核兵器と運搬手段の生産の凍結および核軍縮の開始を伴なわなければ長続きしないと思われる」(8)と述べている。

このように核兵器不拡散の問題は、その初期から単に新しい核兵器国の出現を防止することだけではなく、それと釣合う形での核兵器国の軍縮義務および非核兵器国の安全保障という問題を含んでいたのである。

一九六五年の総会決議二〇二八（XXX）は米ソを含む賛成九三、反対〇、棄権五で採択されたが、それは核兵器不拡散条約交渉の基礎として五つの原則を規定している。その(b)は、「条約は、核兵器国と非核兵器国の相互の責任と義務の受諾しうるバランスを体現すべきである」と規定している。この原則は核兵器不拡散問題に関して最も重要なものである。すなわち「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則は、「核・非核兵器国体制」

の形成にとって本質的なものである。しかしながら、現実の「核・非核兵器国体制」は、必ずしも「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則を充たしているとは言えない。この「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」の原則が十分充たされていない「核・非核兵器国体制」は、その存在が危うくされるとともに、国際の平和と安全の維持にとって有効なものとはならない。したがって「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」が充たされた形での「核・非核兵器国体制」の形成が望まれる。バランスがとれていないことにより核兵器国と非核兵器国との対立は鋭くなり、当初の目的である新しい核兵器国の出現防止も受け入れられなくなるであろう。

この点に関し、ヴァイタル（D. Vital）は、「核兵器不拡散条約が長続きするかどうかは、まず第一に、すでに核兵器国である国家自身の行動によるであろう」[9]と述べ、同様にバーンズ（E. L. M. Burns）も、「核兵器不拡散条約が有効であるためには、核兵器国は適切な軍備管理措置を実施することにより核軍備競争を逆行させなければならないし、そうすることにより核軍備を削減しついには撤廃するという意図の表明が真面目なものであることを証明しなければならない」[10]と述べている。

軍縮交渉の最終目標である全面完全軍縮が実現すれば、あるいはすべての核兵器が撤廃されれば核兵器国と非核兵器国という区分も消滅するであろうが、近い将来においてそれらが実現される可能性は乏しいので、現実的な観点に立てば、バランスのとれた「核・非核兵器国体制」の形成が推進されるべきであると考えられる。

ほとんどすべての非核兵器国は、核兵器不拡散条約が全くバランスのとれていないものであることを指摘しており、それらは特に核兵器国の軍縮義務と非核兵器国の安全保障の問題に関してであるので、それらを以下の章で検討する。[11]

註

(1) U. N. doc., DC/98, July 31, 1956, *Documents on Disarmament 1945—1959*, Vol. 1, p. 665.

(2) Radio-Television Address by President Kennedy, July 26, 1963, *Documents on Disarmament 1963*, p. 254.

(3) Statement by Secretary of State Rusk to the Senate Foreign Relations Committee : Test Ban Treaty, August 12, 1963, *Documents on Disarmament 1963*, p. 310.

(4) もっとも部分的核実験禁止条約の当事国であるインドは、一九七四年に地下核実験を行なうことにより、この条約に違反することなく非核兵器国から核兵器国に変わったのであり、この点においてはこの条約の効果が充分あらわれているとは言えない。なお、インドは核爆発装置を爆発させたのだから、核兵器不拡散条約の実質的要件によれば核兵器国になるが、形式的要件である「一九七六年一月一日前」を充たしていないので条約上は核兵器国とはならない。このインドの核実験はバランスのとれていない「核・非核兵器国体制」に挑戦している側面をもつことも確かである。

(5) David Vital, "Double-talk or Double-think ? A Comment on the Non-Proliferation Treaty," *International Affairs* (London), Vol. 44, July 1968, No. 3, p. 420. 同様の見解として、Ian Smart, "Vor der Überprüfungsconferenz für den Kernwaffen-Sperrvertrag, Probleme und Aussichten," *Europa-Archiv*, Folge 6/1975, S. 202.

(6) *Official Records of the General Assembly, Twenty-second Session, Supplement* 1A (A/6701/Add. 1).

(7) Disarmament Commission Official Records, 75th Meeting, May 4, 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p. 148.

(8) ENDC/PV. 235, January 27, 1966, p. 32.

(9) David Vital, *op. cit.*, p. 425.

(10) E. L. M. Burns, "The Nonproliferation Treaty : Its Negotiations and Prospect," *International Organization*, Vol. 23, 1969 autumn, p. 807.

(11) 以上の検討から明らかなように、現在において事実上および法上、核兵器国と非核兵器国が分離され、対立しているにも

かかわらず、そのような二分法は有害で危険だとして否定しようとする学者もいる。（A. Alexeyev, "Non-Proliferation Treaty and the Non-Nuclear States," *International Affairs* (Moscow), March 1969, p. 12.)。

二　核兵器国の軍縮義務

「核・非核兵器国体制」の形成過程において、特に核兵器不拡散条約の形成過程において、核兵器国の軍縮義務という問題が議論の一つの重要な中心をなしていた。この点に関して核兵器国と非核兵器国は鋭く対立したのであり、また核兵器国が一定の軍縮措置をとることが、「核・非核兵器国体制」の形成および維持に必要であるという主張も強くなされた。

したがって本章においては、核兵器不拡散条約の形成過程を、特に核兵器国と非核兵器国との対立する主張を中心に検討し、その結果としての条約第六条の意義を明らかにする。さらに非核兵器国会議および核兵器不拡散条約再検討会議における非核兵器国の主張、並びに核兵器国が条約成立以降に行なった軍縮措置の評価を行ないながら、核兵器国の軍縮義務の問題を「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」の原則との関連から明らかにしたいと考える。

(一)　核兵器国と非核兵器国の対立

(1)　非核兵器国の主張

非核兵器国の主張の中心は、バランスのとれた条約は核兵器国と非核兵器国の両者が核兵器の製造を行なわない

とすべきである、というもので、たとえばインドは次のように述べている。

核兵器不拡散問題への唯一の実際的なアプローチは、核兵器国および非核兵器国の両者が合意される国際文書により同時に義務を引き受けることである。非核兵器国が核兵器の生産・取得・管理を放棄し、核兵器への接近を放棄するのであるから、核兵器国もまた同時に核兵器およびその運搬手段をさらに生産することをやめるべきであり、現存の貯蔵の削減に合意すべきである。(1)

この考えは多くの非核兵器国に支持されていたものであり、その内容は核兵器の「水平的拡散」とともに、「垂直的拡散」をも禁止しなければならないという考えである。すなわち新しい核兵器国の出現を防止するという水平的拡散防止と、すでに核兵器国である国家がさらに核開発を推進することを防止するという垂直的拡散防止の両者を、核兵器不拡散という用語の中で一括して取り扱おうとするものである。核兵器不拡散条約が水平的拡散しか禁止しておらず、垂直的拡散を禁止していないことに対する批判は、条約が成立した後においても多くの国家により主張されている。

また核兵器国と非核兵器国の義務のバランスという点から考えて、アラブ連合は以下のように述べている。

一般に不拡散条約の基本概念は、非核兵器国が核兵器を取得する権利を放棄し、現在の五核兵器国の独占および特権的地位を恒久化させるためのものではない。我々は条約を、現存の核兵器およびその運搬手段の実際の削減および最終的な廃棄を容易にするために軍備競争を停止させ逆行させる重要な措置だと考えている。(2)

この考えは、核兵器不拡散条約を全面的な軍縮の一環としてとらえようとするものであり、核兵器不拡散条約それ自体を目的とするのではなく、軍縮というより大きな目的の手段と考えるのである。一九六五年九月一五日の非同盟八ヵ国の共同覚書はこのことを明確に示しており、「核兵器不拡散条約はそれ自体目的ではなく目的に対する

手段にすぎない。その目的は全面完全軍縮、そして特に核軍縮の達成である。したがって核軍備競争を停止させ、核兵器およびその運搬手段を制限し、削減し、廃棄するための具体的な措置が、核兵器拡散防止措置に結びつけられるか、または引き続いて行なわれるかでなければならない」[3]と述べている。ここでは、ある軍縮措置は核兵器不拡散条約に結びつけられるべきであり、他の軍縮措置はそれに引き続いて行なわれるべきであると主張されている。

さらに核兵器不拡散条約の基本的諸原則を定めた総会決議二〇二八（XXX）にも、「条約は全面完全軍縮、そして特に核軍縮の達成に向けての措置でなければならない」という原則が含まれている。この原則は、「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」の原則とともに、核兵器国の軍縮義務という問題にとって極めて重要なものである。

非核兵器国が主張している具体的な軍縮措置として最も顕著なのは、包括的核実験禁止の措置である。これは垂直的核拡散防止の一手段とも考えられているし、また部分的核実験禁止条約の延長線上にあり、合意が一番容易であると考えられている。次に兵器用核分裂性物質生産の完全停止の措置がある。これも垂直的拡散防止の一措置であり、米国がすでに主張していたこともあり合意が得られ易いと考えられている。これらの他に個々の国家により主張されたものとして、核兵器およびその運搬手段の貯蔵の凍結および漸進的な縮小があり、さらに核兵器の使用禁止の措置がある。

これらの主張は単に非同盟非核兵器国によりなされただけではない。[4]西ドイツはその覚書で以下のように述べている。

現在審議中の条約では、非核兵器国のみが実質的な自己制限および義務を受諾している。それは現実の問題の部分的解決にしかならない。もっと包括的な解決が必要である。核兵器国の義務としては、極めて危険な兵器の開発を停止すること、運搬手段

を含む現在の貯蔵を増やさないこと、それらの削減を始めること、軍事目的の分裂性物質の生産を停止すること、そして包括的核実験禁止をめざすことがある。……国連総会決議二〇二八（XXX）に従った核兵器国と非核兵器国の権利と義務の公正なバランスがうちたてられるのは、以上のことによってのみである。(5)

核兵器国の軍縮義務を条約の中に挿入しようとする具体的な提案として、ルーマニアは一八ヵ国軍縮委員会で以下のような規定を提案している。

第三条A第一項

この条約の当事国である核兵器国は、核兵器の製造の停止および核兵器とその運搬手段の削減と廃棄をできるだけ速やかに行なうために特別な措置を採用することを約束する。(6)

以上が核兵器国の軍縮義務に関する非核兵器国の主張であり、そこでは「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」の原則から、核兵器不拡散条約の中に核兵器国の軍縮義務が明確に規定されるべきだということが主張されている。

(2) 核兵器国の主張

核兵器国である米ソ両国の立場は、一言で言えば、核兵器不拡散の問題――ここでは水平的な拡散防止――は単独の問題として取り扱われるべきであって、何らの他の軍縮措置とも結びつけられるべきではないという立場である。

米国は、「重要なことは可能な時に可能なところで進展することである。ある協定をその他の措置に依存させ、その結果完全な行きづまりとなり、何らかの重要な軍備管理・軍縮での進歩の機会を妨げるようなことは注意して

避けなければならない」[7]と述べているし、ソ連も同様に、「一連の措置を一つのパッケージに結合したり、これらの一つの措置に対する合意を他の措置の履行に依存させたりすることは、我々の目的にとって有益ではないと思われる。我々の考えによれば、そうすることはすでに極めて困難である交渉をさらに複雑にするだけである」[8]と述べている。

しかし米ソ両国とも、核兵器不拡散の問題はそれ自体目的ではなく、核軍縮に向けての手段にすぎないということを幾度か表明している。それにもかかわらず、「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則に関して、米国は、「わが政府はこの原則により不拡散協定が何らかの措置――たとえ米国が提案したものであれ――に条件づけられなければならないとは考えない」[9]と述べ、「決議二〇二八（XX）に賛成した多くの国も、核兵器およびその運搬手段が核兵器不拡散条約の中にとり入れられなければならないとは考えていなかっただろう」[10]と述べている。

米ソ両国は、核兵器不拡散条約の中に、軍縮措置を規定することには一貫して反対している。そして「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則に関しては、一応その原則に賛成しそれを承認しながらも、非核兵器国とは全く異なった解釈をしている。すなわち、核兵器の拡散は、現在の核兵器国の安全を危うくすると同様、非核兵器国の安全をも危うくするのであり、ある場合には非核兵器国の安全がより多く脅やかされる。したがって、核兵器の拡散を防止することは、核兵器国にとってと同様非核兵器国の安全に役立つし、非核兵器国の安全に役立つことの方が多いのである。したがってそこで核兵器国と非核兵器国のバランスはとれている、という解釈である。

上述の議論から明らかなように、核兵器国は、核兵器不拡散条約との関連において、核軍縮に一応の口先だけの考慮は払っているものの、核軍縮を行なう意思を全く明らかにせず、核兵器不拡散条約の成立によりバランスのと

れていない「核・非核兵器国体制」の形成を目論んでいたのである。

(二) 核兵器不拡散条約第六条の意義

(1) 第六条の形成過程

一九六五年八月に米国が、九月にソ連がそれぞれ初めて条約案を提出したが、それらには核軍縮に関する規定は全く含まれておらず、ただ前文で簡単にふれられているだけであった。その前文も、核軍備競争停止および核軍縮に関する協定達成の希望を表明しているだけであり、また全面完全軍縮を最終目標として掲げているだけであった。したがってここからは核軍縮の義務どころか、核軍縮に向けての交渉の義務すらもでてこない。そのような条約案に対して、非核兵器国の側から強い異議が唱えられたのは当然であった。

その後二年間にわたる米ソ間の調整、特にMLFをめぐる問題の調整の後、一九六七年八月二四日の同一だが別個に提出された条約案は、現行条約の前文第八項前半、第九項、第一一項にあたるものを含んでいた。すなわち核軍備競争の停止をできる限り速やかに達成するという意図の宣言と、それに対する協力、および全面完全軍縮条約に基づく軍縮達成のための国際緊張の緩和と国家間の信頼の強化に対する希望の表明である。この条約案においても本文中に軍縮に関する規定が何もないことから、非核兵器国の反論を招いた。

条約の本文中に何らの軍縮義務をも規定しようとしない核兵器国と、本文中に軍縮義務を規定すべきだとする非核兵器国とが鋭く対立するなかで、両者の妥協を図る試みがなされ、非核兵器国であるメキシコは次のような条約規定を提案した。

この条約の当事国である各核兵器国は、すべての核兵器実験の禁止、核兵器の製造停止、すべての核兵器の現存貯蔵の廃棄、

国家軍備からの核兵器とその運搬手段の除去に関する協定に到達するために、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について合意に達するために、できるだけ速やかにかつ忍耐強く、誠実に交渉を行なうことを約束する。(11)

非核兵器国と核兵器国の鋭い対立の中で、非核兵器国の側において、直接的な軍縮義務を条約の中に挿入することを強く主張することはかえって条約それ自体を破壊してしまうかもしれないという危惧が生じ、核兵器国による核軍縮の意図の明確な表明を本文中に法的義務として挿入することが望ましいという考えが支配的になり、このメキシコ案の提出となった。これは核兵器国が核軍縮に向かって誠実に交渉を行なうことを義務づけるものであり、その核軍縮の内容が具体的に規定されたものである。

これに対し、核兵器国側は一九六八年一月一八日に米ソ共同条約案を提出したのであり、その第六条は以下のような軍縮交渉に関する規定を含んでいた。

この条約の各当事国は、核軍備競争の停止および軍備縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行なうことを約束する。(12)

メキシコ案と比較してこの条約案の特徴となっているのは、まずメキシコ案に規定されていた個々の具体的な軍縮措置がすべて削除されていることである。この点に関してソ連は、「多くの軍縮の問題に関して、現在諸国家間にかなりの意見の相違があることを考慮しないわけにはいかない。したがって条約第六条に何らかの個別的な軍縮問題の解決に関する義務を特定することは、核兵器不拡散条約の交渉の障害となるだけでなく、条約への合意達成をさらに困難にする」(13)と述べ、その理由を説明している。

次に、この第六条の義務の主体がメキシコ案では核兵器国であったのに、米ソ案では条約の当事国となってお

り、さらに米ソ案では「軍備縮小」に関する効果的な措置となっていたため、米ソ案での義務は、核兵器国のみならず非核兵器国の通常軍備の縮小をも含んでいるものであった。しかしこの点に関しては、後にスウェーデンが「軍備縮小」の前に「核」を加えることを提案し、三月一一日の米ソ改訂条約案で受け入れられた。その結果第六条の義務の主体はすべての締約国であるが、その内容は「核」軍備競争の停止および「核」軍備縮小であるので、第六条の義務は実質的には核兵器国に向けられたものであると言える。

またメキシコ案では規定されていた個々の具体的軍縮措置が、米ソ案で削除されたのに対し、核兵器不拡散条約の交渉の最初から核兵器不拡散と包括的核実験禁止措置の結合を重視していたスウェーデンが、一九六三年の部分的核実験禁止条約を引用し包括的核実験禁止に向けての努力を要請する条項を前文に含めるよう提案した。この提案は後の米ソ条約案で採用され、現行条約の前文第一〇項となり、具体的な軍縮措置の中での最も重要なものとして条約前文中に規定されることとなった。

最終的には、条約前文第八、九、一〇、一一項および本文第六条に、軍縮に関する規定が含まれることになった。第六条の規定は以下の通りである。

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

以上のような規定において核兵器国と非核兵器国の妥協が図られたわけであるが、この規定に対してもルーマニア、インド、ブラジル、スペインなどの非核兵器国は不満を表明し、核兵器国による垂直的拡散防止を強く要請している。

(2)　第六条の意義

第六条は「核軍備競争の早期の停止及び核軍縮に関する効果的な措置」と一般的な用語で規定しているだけであるが、具体的にはどのような措置が一般に考えられていたのであろうか。メキシコ案では、すべての核兵器実験の禁止、核兵器の製造停止、すべての核兵器の現存貯蔵の廃棄、国家軍備からの核兵器とその運搬手段の除去が列挙されていた。また一九六八年八月一五日に一八ヵ国軍縮委員会の米ソ両議長国より提出され採択された一八ヵ国軍縮委員会の仮議題の「一、核軍備競争の早期の停止および核軍縮に関する効果的な措置」においては、核実験の停止、核兵器の不使用、兵器目的の核分裂性物質の生産停止、核兵器の生産停止、核貯蔵の削減とそれに続く撤廃、非核兵器地帯の六つの措置が列挙されている。(14)

一九六八年八月から一〇月にかけて開かれた非核兵器国会議では、非核兵器国側の主張がいくつかの決議となって表明されている。「核兵器の拡散防止、核軍備競争の早期の停止および核軍縮のための効果的な措置」の問題に関する決議Cは、核兵器不拡散の目的達成のためには水平的および垂直的拡散の両方の防止措置の採用が必要であることに留意して、以下の措置に関する交渉を一八ヵ国軍縮委員会が始めるように勧告することを国連総会に要請している。(a)核兵器およびその運搬手段をさらに開発し改善することの防止。(b)包括的核実験禁止条約の締結――核軍縮の分野における重要な措置として、また最優先の問題として。(c)兵器目的の分裂性物質生産の即時停止および核兵器製造の停止について合意に達すること。(d)核兵器およびその運搬手段のすべての貯蔵の削減とそれに続く廃棄。

以上のような提案、仮議題、決議などから、および条約交渉過程における各国の主張から、「核軍備競争の早期

の停止および核軍縮に関する効果的な措置」の内容は明らかになるであろう。これはまた条約の前文第一〇項、一一項からも明らかになることである。

第六条はさらに「全面完全軍縮に関する条約」にも言及している。全面完全軍縮は一九五九年以来軍縮交渉の最終目標と認められており、一九六〇年代前半には米ソがそれぞれ条約案を提出し審議されたが、その後は何ら審議されていない。全面完全軍縮案は、軍縮の全体的なプログラムを明らかにするとともに、その進行過程をも明らかにするので、現実の軍縮交渉にとっても極めて有益なものである。

次に、「誠実に交渉を行なうことを約束」しているわけであるが、「誠実に交渉を行なう義務」の性質が問題となる。これに関してエプシュタイン（W. Epstein）は以下のように述べている。

一言で言えば、余りにも単純化しすぎているかもしれないが、核兵器国の側において「垂直的」拡散（すなわちさらに進んだ開発、蓄積、配置）を停止する約束と引き替えに、非核兵器国が核兵器の「水平的」拡散（すなわちさらに多くの国への核兵器の拡散）を停止することを約束していると言えるだろう。核兵器を取得しないという非核兵器国の義務はすぐに効果をもつのに対し、核軍備競争を停止させ逆行させるという核兵器国の義務はもっとゆっくりと効果をもつものである。[15]

彼によれば、核兵器国は、期限は明らかではないにしろ、垂直的拡散を防止する義務を負っていることになるが、「誠実に交渉を行なう義務」から垂直的拡散防止義務を直接引き出すことは困難であろう。

常設国際司法裁判所は一九三一年の「リスアニアとポーランドの鉄道運輸に関する事件」の勧告的意見において、できるだけ速やかに直接交渉に入るべきだという約束は、単に交渉に入るだけでなく、協定を締結する目的をもってできるだけ交渉を進めてゆくことであるが、交渉の義務は協定に達する義務を含まない、と述べている。[16] また北海大陸棚事件でも、国際司法裁判所は、単に交渉に入るという形式的な手続きを踏めばいいのではなく、合意

に達する目的をもって、さらに交渉が意味のあるものになるよう行動する義務がある、と述べている。[17]

以上の判例からも明らかなように、交渉を行なう義務は合意に達する義務と同様ではない。しかし合意に達するために最大限の努力と誠実な態度をもった交渉が必要とされるのであり、条約の交渉経過などを考え合わせるならば、エプシュタインの考えにかなり近いものになるだろう。この交渉継続の義務は、現代軍縮国際法の一つの特徴となっており、多くの軍縮条約が同様の規定を含んでいる。[18]

(三)　条約成立後の非核兵器国の主張

(1)　非核兵器国会議

「核・非核兵器国体制」の形成を示す一つの重要な証拠として、非核兵器国会議の開催がある。この会議はパキスタンの提案によるもので、当初核兵器不拡散条約の成立以前に開催が予定されていた。その目的は、条約に対する非核兵器国の主張を集約させ、条約交渉における非核兵器国の立場を強化することであった。しかしその開催が条約採択以後に延期されたため、この会議の意義はかなり薄れたが、この会議は非核兵器国により開催された軍縮に関する会議であるというところに大きな意義をもっている。すなわちこの会議は、「核・非核兵器国体制」を一応認めた上で、「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」を確保しようという意図をもっていた。

この会議は核兵器国に対立する形での非核兵器国の結束という性質をもっていたので、ソ連の代表はこの二分化に反対し、核兵器国に対立する非核兵器ブロックのための組織的枠組を作るようないかなる宣言および決議にも反対すると述べている。[19]

この会議は、非核兵器国の安全保障、核兵器不拡散に対する非核兵器国間の協力、核装置の平和利用に関する問

題を中心に審議し、それらに関して宣言と一四の決議を採択した。

核兵器国の軍縮義務に関しては、前節で述べたように、(a)質的拡散の防止、(b)包括的核実験禁止、(c)兵器目的の分裂性物質の生産停止、(d)核兵器の削減と廃棄、に関して一八ヵ国軍縮委員会が交渉を始めるように勧告することを国連総会に要請している。さらに核兵器不拡散条約第六条に言及して、米ソ両国が攻撃的戦略核兵器運搬体系および対弾道ミサイル防禦体系の制限について、二国間交渉をできるだけ速やかに行なうよう米ソ両国に要請している。

以上のように、非核兵器国会議は核兵器不拡散条約の作成過程で開催されなかったため、条約の形成に関して直接影響を与えることはできなかったが、条約成立の直後に非核兵器国の結束と彼らの核兵器国に対する要求を明確にした。核軍縮に関しても、核兵器国がすぐに行なうべき措置を列挙し、米ソによるSALTの迅速な開始を要請しており、核兵器国に対立する形での非核兵器国の主張が明確に提出されている。

(2) 核兵器不拡散条約再検討会議

核兵器不拡散条約第八条三項は、条約の効力発生の五年後に再検討会議を開催すると規定している。再検討会議の考えは一九六五年の米国条約案第六条二項ですでに現われていた。その際米国は、その理由の一つとして「このような条約は増加する核貯蔵の停止・縮小に向けての進展を伴なわなければならない、という多くの国により表明された広範な関心」[20]をあげている。非同盟八ヵ国共同覚書においても、「この条約の有効性を確保するための必須の条件は……条約を定期的な再検討に付すことである」[21]と、再検討会議の意義を高く評価している。

条約の再検討会議は条約の運用を検討するためのものであり、核兵器不拡散条約の場合には、第一条、二条の不

拡散の義務とともに、第六条の軍縮交渉継続義務にもかかわってくるわけで、その結果核兵器国の核軍縮の問題に直接関連してくる。

核兵器不拡散条約は、条約の履行確保のための機関を備えていない。ただ非核兵器国の義務の一部を検証するために、ＩＡＥＡの保障措置を適用している。しかしこれは条約の中の義務の一部に対する履行確保手段にすぎない。条約の履行確保のために国際機関を設置することは望ましいことであるが、常に可能であるとは限らない。[22] 再検討会議は核兵器不拡散条約の履行確保という目的をもっている。さらに軍縮条約に関して言えば、上述の軍縮交渉継続義務が一般に条約に採り入れられているので、その交渉の進展状況を検討するという側面がある。五年後の再検討会議という場合には、条約の日常的な履行確保というよりは、一定の期限の後に核軍縮交渉がいかに進展しているかを検討するといった要素の方が強いように思われる。したがって再検討会議は、核兵器国の核軍縮の進展状況を検討するためのものであり、それが不充分な場合には非核兵器国があらためて核兵器国に核軍縮をせまる機会を与えるものである。

一九七五年五月五日から三〇日まで七二ヵ国の参加の下に開かれた核兵器不拡散条約再検討会議において、核軍縮の進展の評価は大きく分かれた。米ソ両国はＳＡＬＴを中心とする核軍縮のための誠実な交渉を高く評価し、それらの成果は第六条の義務に十分適合するものであると主張した。たとえば米国は、「米ソ間のＳＡＬＴが、疑いもなく第六条に対する最も重要な反応であるとともに、去年米ソ両国が軍備競争の停止に関する一〇の別個の二国間または多数国間の交渉に携わってきたことが注目されるべきである」[23] と述べている。これに対して非核兵器国は、「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則および第六条の義務から考えて、米ソ両国による核軍縮の成果は全く不充分であると主張し、さらに核軍縮に向けて積極的な措置をとるよう要請した。

非核兵器国側の主張として、ガーナ、メキシコ、モロッコ、ナイジェリア、ペルー、ルーマニア、スーダン、ユーゴスラビア、ザイールの九ヵ国は、核軍縮に関して条約に対する二つの追加議定書案を提出した。追加議定書案Ⅰは包括的核実験禁止に関するもので、その内容は以下の通りである。

核兵器不拡散条約の寄託国政府（米、ソ、英）は、条約の当事国の数が一〇〇に達したら、一〇年間すべての地下核兵器実験の停止を定めることを約束する（第一条）。

それらの国は、さらに五ヵ国が条約の当事国になるごとに、前条のモラトリアムを三年間延長することを約束する（第二条）。

それらの国は、他の核兵器国が当該条約の当事国になる意思を表明すれば、そのモラトリアムを多国間条約の締結によって、すべての核兵器実験の永久的停止へと変形することを約束する（第三条）。[24]

追加議定書案Ⅱは米ソ間のＳＡＬＴの進展に関するもので、その内容は以下の通りである。

ＳＡＬＴに参加している核兵器不拡散条約の寄託国政府（米、ソ）は、第六条の義務を厳粛に再確認し（第一条）、条約の当事国の数が一〇〇に達したら、(a)ウラジオストック合意で両国に予定された二四〇〇の核戦略運搬手段の上限を五〇％削減すること、(b)同様に、その合意により両国がＭＩＲＶ化できる一三二〇の戦略弾道ミサイルの上限を五〇％削減すること、を約束する（第二条）。

両国は、そのような削減が行なわれた後、さらに一〇ヵ国が条約の当事国になるごとに、一二〇〇の核戦略運搬手段および六六〇の戦略弾道ミサイルの上限を一〇％削減することを約束する（第三条）。[25]

これら二つの提案は非同盟諸国を中心とする非核兵器国により提出されたものであり、核兵器不拡散条約の当事国の数の増加を核軍縮措置に直接結びつけるものである。核兵器不拡散条約の普遍性の拡大は、核兵器国の核軍縮措置の進展と相関関係にあること、および非核兵器国の水平的拡散防止と核兵器国による垂直的拡散防止との関連

が重要であることを基礎として、これらの提案は、非核兵器国が核兵器国に対して何らかの具体的な期限付きで核軍縮をせまるものであった。

しかしながら、これらの提案はあまりにも米ソの交渉に干渉するものであるとして米ソの受け入れるところとならず、また軍縮はもっと現実的・漸進的であるべきだとの見解も表明され、結局会議では受け入れられなかった。したがって、会議で採択された最終宣言は、「第六条の履行に貢献する措置として、最近の数年間に具体化されかつ締結された軍備の制限及び縮小に関する諸合意を歓迎するとともに、……第六条の早期かつ効果的な履行を達成するため、条約の各締約国、特に核兵器国による絶え間ない、断固とした努力を強く要請する」[26]といった、極めてあいまいなものになっている。

㈣　核軍縮の進展と展望

(1)　核軍縮の進展

以上の各節において明確に示されているように、「核・非核兵器国体制」の形成に伴なう核軍縮の問題に関して、核兵器国と非核兵器国との間に鋭い対立が見られた。核兵器不拡散条約第六条は、核兵器国が一定の軍縮措置を即時に執ることを要求するものではないが、核軍備競争の停止と核軍縮にむけて誠実に交渉することを義務づけるものである。この規定の成立過程および一般に承認されている「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」の原則の観点から考えるならば、核兵器国はただ漠然と交渉を継続すればよいのではなく、具体的な成果に到達するための最大限の努力をしなければならない。第六条の成立時においては、米ソ両国のその後の交渉の具体的な方法およびその方向などについて厳密な枠組を前もって決定することは好ましくないと考えられた。その結果第六条は極めて

一般的な用語で規定されている。しかしその内容はかなり明確なものである。特に、交渉の進展すべき方向および執るべき具体的な措置などに関しては、前文第八、九、一〇、一一項に明確に規定されている。このようなことから、核兵器国は単に交渉を継続するだけでなく、前文または交渉の経過から明らかになった具体的な軍縮措置に合意するため最大限の努力をするよう義務づけられていると言ってよい。この義務は、具体的な軍縮措置に合意する義務と全く同じであるとは言えないが、それに極めて近いものである。

一九六八年に条約が採択されて以来、核軍備競争の停止と核軍縮の交渉およびその成果がいかなるものであったかを検討しなければならない。一九六八年以後もそれ以前と同じように、国連総会および一八ヵ国軍縮委員会、その後継である軍縮委員会会議において軍縮交渉は継続されてきた。さらに米ソ両国は、一九六八年七月一日核兵器不拡散条約署名の日に、「攻撃用戦略兵器運搬体系および弾道ミサイルに対する防禦体系の制限および縮小」に関して近い将来交渉に入ることを発表した。これがＳＡＬＴであり、条約第六条を念頭においていたことは明白である。ＳＡＬＴは現在も継続されている。したがって、第六条が単に交渉継続義務のみを内容とするものであるならば、その義務は履行されていると言ってよい。しかしその交渉の成果が問題とされなければならない。

一九六八年以降成立した軍縮に関する条約は以下の通りである。

(i) 海底核兵器禁止条約（一九七一年二月一一日署名、一九七二年五月一八日発効）。

(ii) 生物兵器禁止条約（一九七二年四月一〇日署名、一九七五年三月二六日発効）。

(iii) 環境破壊兵器禁止条約（一九七七年五月一八日署名、未発効）。

(iv) ＡＢＭ制限条約（一九七二年五月二六日署名、一九七二年一〇月三日発効）およびその議定書（一九七四年七月三日署名、一九七六年五月二四日発効）。

(v)　戦略攻撃兵器制限暫定協定および議定書（一九七二年五月二六日署名、一九七二年一〇月三日発効、一九七七年一〇月三日失効）。

(vi)　地下核実験制限条約および議定書（一九七四年七月三日署名、未発効）。

(vii)　平和目的地下核爆発制限条約および議定書（一九七六年五月二八日署名、未発効）。

(i)から(iii)は一般条約であり、(iv)から(vii)は米ソの二国間条約である。(i)は一二カイリの外側の海底に核兵器その他の大量破壊兵器の設置を禁止するもので、南極条約、宇宙天体条約の線上にある防止的軍縮の措置である。この条約は海底への核軍備競争の拡がりを防止する意味をもつが、戦略的にはあまり重要な意義をもたない。

(ii)は細菌学的（生物学的）兵器および毒素兵器の開発・生産・貯蔵の禁止およびそれらの廃棄を規定しており、完全な軍縮措置である。この軍縮措置が達成された理由の一つは、その軍事的効果の不明確さにあった。またこれは核兵器に関するものではない。

(iii)は環境変更技術の軍事的またはその他の敵対的利用を禁止するもので、防止的軍縮措置である。しかしその戦闘手段としての価値は他の兵器体系に劣るものであり、また軍縮よりも環境保護に関するものであると言えるだろう。

(iv)は米ソ両国のＡＢＭ体系を制限するものであり、当初の条約においては両国とも二ヵ所に制限されていた。これは軍備の縮小ではなく、一定限度の軍備の増強を認めその上限を設定するものであった。後の議定書において各一ヵ所に制限され、現状維持的なものになった。この条約は攻撃兵器と防禦兵器の作用・反作用という悪循環を絶つという大きな意義をもっているが、質的な制限は完全なものではない。

(v)は戦略攻撃兵器であるＩＣＢＭ、ＳＬＢＭおよび新型弾道ミサイル潜水艦の数量的な制限に関するものであ

り、新協定締結までの間それらの数量を凍結しようとするものである。しかしそれらの質的な側面はほとんど規制されていないし、MIRVは全く取り扱われていない。また戦略爆撃機も対象からはずされている。一九七四年にウラジオストックで米ソ間に合意が成立し、新協定の概要につきICBM、SLBMおよび爆撃機の合計二四〇〇、MIRV化できるミサイル一三二〇という上限設定に合意が達成されたにもかかわらず、暫定協定の期限切れまでに新協定を締結できなかった。

(vi)および(vii)は、一五〇キロトン以上の地下核実験を禁止するものである。これにより米ソ両国はそれまで自由に行なってきた活動に一定の制限が課せられるであろうが、一五〇キロトン以下の核実験が禁止されていないので、現在の米ソ両国の軍事的必要から考えるならば、米ソ両国の核軍備競争に対する何らの歯止めともならないだろう。

一九六八年以降の軍縮交渉の成果である上述の諸条約の検討から明らかになることは、核兵器国特に米ソ両国を中心とする継続的な軍縮交渉が行なわれてきたことは疑いないとしても、その成果が、「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置」からほど遠いということである。したがって一九六八年以後も依然として核軍備競争は続いており、米国による巡航ミサイルや中性子爆弾、ソ連によるバックファイアー長距離戦略爆撃機といった新しい兵器の出現もみられる。また戦略核兵器に関しても質的な規制はほとんどなく、その意味で核軍備競争は野放しの状態にあると言ってよいだろう。

(2) 核軍縮の展望

核兵器不拡散条約が成立して約一〇年経過した時点においては、第六条の規定から考えて、単に交渉を継続して

いればいいというものでなく、何らかの具体的な成果を生み出すべきであったと考えられるし、国際の平和と安全の観点から考えても核軍備競争の停止へと導びくような何らかの措置がとられるべきであったと思われる。その意味で核兵器国は「誠実に」交渉を行なってこなかったのではないか、という非難が非核兵器国から投げかけられるのは当然である。

さらに「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」の原則が「核・非核兵器国体制」の前提となっており、「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」が十分に充たされなければ、「核・非核兵器国体制」も永続しえない。「核・非核兵器国体制」の崩壊は、非核兵器国の核兵器国への移行という形をとるから、核兵器不拡散の基礎が消滅することになり、国際の平和と安全はさらに不安定にならざるを得ない。現在の国際社会において「核・非核兵器国体制」の維持は、国際の平和と安全にとって極めて重要なものである――もっとも究極的には完全な核軍縮による核兵器国の消滅に伴なう「核・非核兵器国体制」の瓦解が望まれるが――。そのためには核兵器国は以下のような措置を極めて緊急にとるべきである。

まず第一に、最も緊急で最も重要な措置は、包括的核実験禁止の措置である。米ソ両国に関しては現在まだ行なわれている一五〇キロトン以下の地下核実験を禁止することである。この措置は多くの非核兵器国が主張してきたものであるし、さらに条約の前文に明記されているものである。核実験は核兵器の開発・改善のために行なわれるもので、核実験禁止は非核兵器国が強く主張していた垂直的拡散防止に役立つ措置である。この核実験禁止は平和目的の核爆発も含まなければならない。包括的核実験禁止により、核軍備競争の一面である核兵器の開発・改善に一定の枠がはめられるようになるであろう。これが直接に核軍備競争の停止をもたらすとは考えられないが、それに有効な働きをすることは確かである。

第二に、同様に垂直的拡散防止に関して、兵器目的の分裂性物質生産の即時停止の措置がある。非核兵器国は、平和目的の核分裂性物質を兵器目的に転用することを条約により禁止されている。そしてそれを検証するためにＩＡＥＡの保障措置が適用されている。このような非核兵器国の義務とバランスをとるために、核兵器国は兵器目的の分裂性物質生産の即時停止の措置をとるべきである。これにより核兵器の弾頭の数が凍結されるわけであるから、その措置は核軍備競争の停止に向けての一措置となる。これに関する検証はＩＡＥＡの保障措置を適用することにより行なわれるであろう。このことにより原子力平和利用の側面における核兵器国と非核兵器の間の差別も解消されるであろう。

第三に、核兵器運搬手段であるＩＣＢＭ、ＳＬＢＭおよび戦略爆撃機に関する軍備競争の停止が急務である。ＳＡＬＴにおいて若干の進展は見られたが、その成果は微々たるものであり、数量的な側面においては上限設定ではなく、現状維持から削減の方向に進むものでなくてはならない。またＳＡＬＴではほとんどふれられていない質的な制限も重要な要素である。質的な側面が放置されるなら、たとえ数量的な制限が課されても、軍備競争は依然として継続するだろうからである。これら両側面における制限のみが軍備競争を停止させることができる。ＳＡＬＴという米ソの二国間交渉が継続されており、そこでこれらの戦略兵器が交渉の対象となっているのであるから、戦略兵器の制限も期待しえるであろう。

第四に、真の核軍備競争の停止に関する措置として、軍事予算の削減の問題がある。数量的および質的な一定の軍縮措置に合意があったとしても、各国の軍事予算が増加しつづけるならば、軍備競争は停止しているとは言えない。軍事予算の削減により実質的に軍備競争の停止の方向に進むと考えられる。また軍事予算削減の問題は、最近の国連での議論からも明らかなように、軍事費の削減分を開発途上国の発展のために用いる問題とも関連してく

る。さらにこれは、国連憲章第二六条にいう「世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少くして」という文言とも一致する。

この他にも多くのさまざまな措置が考えられるが、[27] ここではそのうち最も緊急で重要な四つの措置にのみふれた。

註

(1) A/C.1/PV. 1363, October 26, 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p. 491.

(2) ENDC/PV. 244, August 17, 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p. 346.

(3) Eight Nation Joint Memorandum, ENDC/158, September 15, 1965, *Documents on Disarmament 1965*, pp. 424–425. なおこの八カ国とは、ブラジル、ビルマ、エチオピア、インド、メキシコ、ナイジェリア、スウェーデン、アラブ連合のことである。

(4) 日本政府も一九七六年六月八日条約の批准書寄託の際に、「日本政府は、核軍縮に特別な責任をもつ核兵器国に対し、この条約の第六条に従って、核軍備の縮小および包括的核実験禁止の実現のような具体的な措置をとるよう要請する」との声明を出している (CCD/494, July 8, 1976.)。

(5) Memorandum from the Federal Republic of Germany to other Governments : Nonproliferation of Nuclear Weapons, April 7, 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 180.

(6) ENDC/199, October 19, 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 526.

(7) A/C.1/PV. 1373, November 8, 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p. 520.

(8) ENDC/PV. 245, March 3, 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p. 86.

(9) ENDC/PV. 241, February 17, 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p. 36.

(10) A/C.1/PV. 1373, November 8, 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p. 521.

(11) ENDC/196, September 19, 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 395.

(12) ENDC/192/Rev. 1 and ENDC/193/Rev.1 January 18, 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 4.

(13) ENDC/PV. 361, February 1, 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 31.

(14) ENDC/PV. 390, August 15, 1968, *Documents on Disarmament 1968*, pp. 583–584.

(15) William Epstein, *The Last Chance : Nuclear Proliferation and Arms Control*, 1976, p. 183.

(16) Cour Permanente de Justice Internationale, Série A/B, No 42. *Trafic Ferroviaire entre La Lithuanie et La Pologne*, 1931, p. 116.

(17) International Court of Justice, *North Sea Continental Shelf Cases*, 1969, p. 48.

(18) 拙稿「軍縮に関する現代国際法の形成とその特徴」阪大法学第九三号、一四八—一五〇頁参照。

(19) A. Alexeyev, "Non-Proliferation Treaty and the Non-Nuclear States," *International Affairs* (Moscow), March 1969, p. 13.

(20) ENDC/PV.224, August 17, 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p. 353.

(21) ENDC/178, August 19, 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p. 579.

(22) 拙稿「軍縮関連条約における検証」阪大法学第九六号参照。

(23) U. S. Arms Control and Disarmament Agency, *Nonproliferatoin Treaty Review Conference*, USACDA Publication 79, April 1975, p. 5.; 同様の見解を述べる学者として、Hans Schumann, "Aktuelle Probleme der Abrüstung und die Überprüfung der Wirkungsweise des Vertrages über die Nichtweiterverbreitung von Kernwaffen," *Deutsche Außenpolitik*, 20, 1975.10, S. 1474 ff. がある。

(24) NPT/CONF/17, May 12, 1975.
(25) NPT/CONF/18, May 12, 1975.
(26) NPT/CONF/30/Rev. 1, May 30, 1975.
(27) エプシュタインは、核兵器国が執るべき軍縮措置として、以下の一二の措置を提案している、(1)地下核実験の禁止、(2)兵器目的用分裂性物質生産の即時停止、(3)地上ＩＣＢＭの削減と除去、(4)ＳＬＢＭの大幅削減、(5)戦略爆撃機の削減と除去、(6)新しい戦略核兵器および運搬体系の実験・製造・配置の禁止、(7)中欧の戦術核兵器の撤去、(8)非核兵器地帯設置条約の尊重、(9)全面完全軍縮条約案の提出、(10)軍事費の凍結と削減、(11)軍隊および通常兵器の削減、(12)世界軍縮会議の開催。William Epstein, *op. cit.*, pp. 200-205, 326-327.

三　非核兵器国の安全保障

(一)　核兵器不拡散条約と安全保障

核兵器不拡散すなわち核兵器国の増加防止の問題と安全保障の問題とは、密接に結びついている。核兵器不拡散の主張が世界の大多数の国家の支持を得た大きな理由は、核兵器国の増加が国際の平和と安全を危うくするという普遍的な認識である。この点については、核兵器国においても非核兵器国においても意見の一致が見られる。そのことは核兵器不拡散のイニシアティヴが一非核兵器国であるアイルランドによってとられたことからも明らかである。

しかし、核兵器国の増加は国際の平和と安全を危うくするという共通の命題から、核兵器不拡散は非核兵器国の

安全保障を強化するという命題が直接に引き出されるかどうかは疑問である。核兵器国の論理によれば、核兵器国のこれ以上の増加は国際の平和と安全を危うくするから核兵器不拡散は国際の平和と安全に役立つ、そのことによって核兵器国および非核兵器国の安全保障は強化される、というものである。核兵器不拡散の概念は、すでに述べたように、新しい核兵器国の出現を防止することにより、「核・非核兵器国体制」を築き上げ、既存の核兵器国の地位を確保するものである。この「核・非核兵器国体制」の成立により、また核兵器国の自由な核開発が許容されていることにより、核兵器国の安全保障はまちがいなく強化されるであろう。

他方、ここで問題となっている非核兵器国の安全保障に関して言えば、「核・非核兵器国体制」の形成が直接に非核兵器国の安全保障を強化するとは考えられない。仮想敵国である潜在的核兵器国が核兵器不拡散条約に加入し核の選択を放棄することにより、他の非核兵器国の安全保障が強化されるということはありうるだろう。しかし、それは特殊なものであり、非核兵器国が自ら「核・非核兵器国体制」に入ることにより、自国の安全保障が直接に強化されるものではない。核の抑止力という考えが現在の核兵器国の安全保障を支えているとするならば、同様のことは非核兵器国にもあてはまるわけで、その意味で核兵器国になることが自国の安全保障を強化すると考える国家が存在するも当然である。

この問題の根底に横たわっている本質は、「核・非核兵器国体制」の形成そのものの中に存在する。すなわちこの体制が非核兵器国の核の選択を禁止しながら、核兵器国による核軍縮を直接には義務づけていないからである。「真の安全保障は、軍縮に向けての有効な措置にある」[1]と言われているように、この問題の根本的な解決は核兵器の全面的な廃棄、さらには全面完全軍縮の中に存在すると言えよう。したがって非核兵器国の安全保障の問題は、前章で検討した核兵器国の核軍縮義務と深くかかわるものである。両者の関係についてある学者は、「安全保障と

軍縮とは極めて緊密に結びついているので、それらは実質的には全体として一つのものである。軍縮の分野での進展は、国家の安全保障にすぐに影響を与える」[2]と述べている。

この章においては、一応「核・非核兵器国体制」の形成を前提として、いかにして非核兵器国の安全保障を確保するかという問題を検討する。この問題に関しても、「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則が議論の根底にある。

(1)　核兵器国の態度

核兵器国は核兵器不拡散との関連において、非核兵器国の安全保障に全く無関心であったわけではない。米国については、一九六四年一〇月の中国による初めての核実験に際し、ジョンソン大統領が、「自国の核兵器を求めない国家は、もし核の恐喝に対する我々の強力な支援を必要をするなら、確かにそれを得ることができるだろう」[3]と述べた。これがジョンソン・メッセージと呼ばれるものである。この積極的安全保障の声明は、一九六六年一月にジョンソン大統領が一八ヵ国軍縮委員会に送付した声明の中でも繰り返えされている。核兵器不拡散条約に関する米国議会での聴問会において、ラスク国務長官は「我々の強力な支援を得る」ということの意味を次のように説明している。

核兵器国からの攻撃的な威嚇にさらされ、そして特に核兵器の使用という威嚇にさらされている非核兵器国に、米国を含む国際社会全体が、何か国際社会のコンセンサスのようなものにより、その状況に必要なあらゆる援助を与えることが我々の希望である。[4]

さらにこのジョンソン・メッセージの説明として、米国代表は国連総会による保障が有益であると述べている。[5]

米国によるこの積極的安全保障は極めて漠然とした内容をもつものであり、その内容は明確ではない。

他方、ソ連は一九六六年二月の一八ヵ国軍縮委員会へのコスイギン首相のメッセージにおいて、「条約の締結に関する合意を容易にするため、ソ連政府は、その領域にいかなる核兵器をもたない、条約当事国である非核兵器国に対する核兵器の使用禁止に関する条項を、条約案の中に含める意思があることを表明する」[6]と述べていた。これがコスイギン・メッセージと呼ばれている消極的安全保障である。ここでは核兵器の使用禁止がとりあげられているが、その対象は非核兵器国であること、条約当事国であること、その領域に他国の核兵器を配備させていないことの三条件を充たす国家に限られている。特にこの三番目の条件すなわち他国の核兵器を配備させないという条件は、米国をはじめNATO諸国の強硬な反対に遭遇した。米国の考えによれば、そのような措置はNATOを中心とする安全保障体制を危うくするものになる。またイタリアは、コスイギン案を採択すれば、まず第一にどの国に核兵器が配備されているかを検証しなければならず、それは核兵器不拡散条約の締結を非常に遅延させるであろうと主張し、反対を表明している。[7]

非核兵器国の安全保障に関して、米ソ両国はそれぞれ自国の提案を一応提出しているわけであるが、ここに東西問題がからみ、両国の間では合意が見られなかった。さらにこれらは単に提案されただけであって、一九六五年の米ソそれぞれの条約案は非核兵器国の安全保障に関して何らの規定も含んでいなかったし、一九六七年八月の米ソの同一条約案もこの問題に何ら言及していなかった。米ソ両国の基本的な考えは、核兵器不拡散条約それ自体が、すべての国の安全保障を強化するというものである。ヴァーニン（Vanin）も、「この条約の実施は、核戦争の危険を減少させ、軍備競争を停止させ、軍縮を促進させるという努力にとって有益な展望をつくりだすだろう。これが諸国家の安全保障を確保するのに条約がいかに重要であるかの理由である」[8]と述べている。

(2)　非核兵器国の主張

核兵器不拡散条約が直接には非核兵器国の安全保障を確保しないことは最初から認識されていたのであり、この問題の提案国であるアイルランドは、非核兵器国が核兵器の製造、取得を行なわないことおよびそれについて査察を受け入れることを述べた後、「その代わりに、核兵器国および他のすべての国連加盟国は、国連待機軍によって攻撃からその国を守る義務を特別の約束により前もって負う」[9]と述べている。一九六五年に核兵器不拡散の総合的な解決を示唆したインドは、非核兵器国に対する核兵器の不使用および核兵器の威嚇にさらされている国家の安全保障の確保という二種類の安全保障、すなわち消極的安全保障および積極的安全保障の両方が必要であると主張している。[10]

非核兵器国、特に非同盟諸国はコスイギン案による消極的安全保障の方が好ましいと考えた。それらの諸国が一九六六年の国連総会に提出した四八ヵ国共同決議案は、第三項で「核兵器国は非核兵器国に対して核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行なわないという保障を与えることを核兵器国に要請する」という文言を含んでいた。[11]これに対しソ連は、「その領域に核兵器をもたない」という条件が欠けていることに不満を表明した。他方米国は、上述のものはコスイギン提案を基礎としているので全く受け入れられないとして、非核兵器国の安全保障がいかにして最もよく確保されるかについて緊急に審議することを要請する、という内容の修正案を提出した。

これに対して非同盟八ヵ国は、非核兵器地帯条約を締結した国に対する核兵器の不使用の要請と、その領域に核兵器をもたない非核兵器国に対する核兵器の不使用についての審議の要請に二分した。米国はさらに、安全保障に関するあらゆる提案を緊急に審議することを一八ヵ国軍縮委員会に要請するという修正案を提出したが、結局以下

の内容をもつ決議二一五三A（XXI）が採択された。

3、総会決議二〇二八（XX）の二項(e)で定められた性質の条約（＝非核兵器地帯設置条約）を締結する国家に対し、核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行なわないようすべての核兵器国に要請する。

4、核兵器国は、その領土に核兵器をもたない非核兵器国に対して核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行なわないという保障を与えるべきだという提案、およびこの問題の解決のためになされる他の提案を緊急に審議するよう一八ヵ国軍縮委員会に要請する。

この決議は米ソ両国を含む圧倒的多数の賛成で採択されているが、ここで核兵器不使用義務が一般に承認されているのは、非核兵器地帯の構成国に対してのみである。コスイギン提案およびジョンソン提案などは一八ヵ国軍縮委員会での審議に委ねられているのである。

非同盟諸国を中心とする非核兵器国は、条約の中に何らかの安全保障に関する規定を挿入するよう強く主張したにもかかわらず、一九六七年の米ソ同一条約案は非核兵器国の安全保障に関して何らの規定も置いていなかった。非核兵器国は一般に、核兵器の不使用という消極的安全保障の方が好ましいと考えていた。西ドイツも、「いかなる核兵器国も非核兵器国に対する政治的威嚇、政治的圧力または政治的恐喝のためにその力を使用すべきではない。この約束は核兵器不拡散条約の中に含まれるべきである。非核兵器国は核の選択を放棄することにより緊張緩和に積極的な貢献をなしているので、核兵器国がそれらに向かって積極的に行動するという約束を期待するのは正当である」[12]と述べているし、スイスも、条約当事国である非核兵器国に対する核兵器の使用禁止を核兵器国は約束すべきである、と主張している。[13]

核兵器の使用禁止に関して、アラブ連合、ルーマニアはそれぞれ新しい条項案を提出している。アラブ連合の案

は、その領域に核兵器をもたない、条約当事国である非核兵器国に対する核兵器の使用禁止であり、[14] ルーマニア案は、一九六七年案では非核兵器国に対する使用禁止であったが、[15] 一九六八年案では、核兵器の製造・取得を行なわないことを約束した非核兵器国となり、[16] その範囲は縮小されている。他方積極的安全保障に関しても、ナイジェリアが、「この条約の各核兵器国は、もし要請されれば、核兵器により威嚇されもしくは攻撃されている非核兵器国を援助することを約束する」[17] という新しい条項案を提出した。さらにこの条項案は「この条約の当事国である非核兵器国」というふうに改められた。[18]

以上のように、非核兵器国は核兵器不拡散条約の中に非核兵器国の安全保障に関する規定を含めるよう強く主張したのであるが、一九六八年の米ソ共同条約案にもそれは含まれなかった。この点に関して米国は以下のように述べている。

> 条約は安全保障に関する規定を含んでいない。なぜなら、以前に何度も述べたように、この問題はあまりにも困難でかつ複雑であって条約の規定にまとめることができないからである。同盟国と非同盟国の安全保障上の利害が異なっているばかりでなく、それぞれのグループ内においても個々の国家の利害は異なっている。したがって、そのようなさまざまな利害をカバーし、予知しえない将来の状況に適用される条約規定によって保障を拡大しようとする試みはほとんど不可能である。[19]

このような状況において、問題の妥協的な解決を図ろうとして、カナダが条約の外部での安全保障の確保を提案した。[20] これは、(1)積極的および消極的安全保障に関する核兵器国の意図の宣言、(2)同様の保障を規定した国連決議であった。このカナダ案を基礎とし、それからいくらか後退した形で、この問題は一応解決されたが、その解決は非核兵器国の主張からはほど遠いものであった。

(3) 安全保障理事会決議による安全保障

核兵器不拡散条約に関連して核兵器国の安全保障を確保するために、一九六八年六月一九日採択された安全保障理事会決議二五五（一九六八）の内容は以下の通りである。

1、非核兵器国に対する核兵器による侵略又はそのような侵略の威嚇により、安全保障理事会、特に核兵器国であるその常任理事国が国際連合憲章の下におけるこれらの国の義務に従って直ちに行動しなければならない事態が生じることとなることを認める。

2、核兵器の使用を伴う侵略行為の犠牲又はそのような侵略の威嚇の対象となった核兵器不拡散条約の当事国である非核兵器国に対して、国際連合憲章に従って直ちに援助を提供し又は支持する旨を表明したある国の意図を歓迎する。

3、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置を執るまでの間、国際連合憲章第五一条において認められた個別的及び集団的自衛の固有の権利を特に再確認する。

米英ソ三国はそれぞれ、この決議に先立ち六月一七日に決議第二項の内容についての宣言を行なっている。

この決議の第一項は、核兵器による侵略又は侵略の威嚇が国連の集団安全保障体制の対象となることを認めており、それは、「憲章が起草された時には予見されなかった核兵器の領域に憲章を適用させる重要な措置である」[21]と言われている。しかし憲章の規定の通常の解釈によれば、「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為」の中に、核兵器による場合も当然に含まれると考えられているので、第一項は従来の解釈の再確認以上のものではない。

この決議の中心は第二項であり、特に米英ソ三国による宣言に関してである。宣言において米英ソ三国は、非核兵器国に対する核兵器による侵略または侵略の威嚇が質的に新しい事態を生じること、そこでは安全保障理事会の常任理事国である核兵器国が国連憲章に従って必要な措置を執らなければならないことを認め、米英ソそれぞれは

国連安全保障理事会の常任理事国として、核兵器による侵略行為の犠牲または侵略の威嚇の対象となっている核兵器不拡散条約の当事国である非核兵器国に対して、憲章に従って援助を提供するために安全保障理事会の即時の行動を求めるという意図を確認している。さらに国連憲章第五一条の個別的および集団的自衛の権利を再確認している。

これらの宣言および決議が非核兵器国の安全保障に対してもつ意味について、米国は、「この安全保障理事会決議およびそれと関連した宣言は、核兵器不拡散条約の当事国である非核兵器国の安全保障を確保するための確固とした政治的、道義的、法的な基礎となるであろう」[22]と高く評価している。英国も、「条約署名国である非核兵器国に対して核侵略またはそのような威嚇を行なおうとするいかなる国も、これらの保障によって抑止されるであろう」[23]と述べ、これらの保障の有用性を強調している。またシェストフ（V. Shestov）も、「非核兵器国の安全保障の問題のこのような解決は、実際的な観点からみれば最も実現性のあるものであり、それは核兵器不拡散条約を実質的に補完するものになる」[24]と積極的に評価している。

しかしこれらの宣言および決議が、すでに存在する国連憲章の下での集団安全保障体制に何か新しいものを付け加えたかどうかは疑わしい。たしかに、国連成立以来、米ソの対立により国連の集団安全保障体制が実効性を失っていたにもかかわらず、米ソ両大国がこの時点で一致して国連の集団安全保障体制を再確認したことには大きな意義が認められる。カナダが、「この理解の一致は、……高度に政治的な重要性をもっている」[25]と述べているように、米ソ両大国の一致による国連の重要性の再確認は、それ自体政治的に大きな意義をもつ。このことは東西問題から南北問題への移行、米ソ間の緊張緩和などの一般的な国際政治的動向と一致するものであり、国際の平和と安全にとって歓迎すべきものである。

しかしながら、法的な観点から考察するならば、これらの宣言および決議は既存の法的制度に何ら新しいものを付け加えるものではない。すなわちこれらの宣言および決議は、国連憲章の枠内ですでに存在する集団安全保障体制を再確認しているにすぎない。

まず第一に、これは積極的安全保障であって、多くの非核兵器国が要求していた消極的安全保障すなわち核兵器不使用の義務には何ら言及していない。この時期においても、たとえばエチオピアは、「核および熱核兵器の使用禁止に関する条約の署名が、核兵器の使用または威嚇に対してすべての国の安全保障を確保する最善の方法である」[26]と主張している。

第二に、これらの宣言および決議が示している安全保障は、国連憲章の下での集団安全保障であり、その主要な責任は安全保障理事会にあること、そして主としてその常任理事国である核兵器国の責任が重大であることが述べられている。しかし安全保障理事会での表決方式は、常任理事国の拒否権を前提としているものであり、その点に関して何ら新しい方式をとり入れてはいない。したがって米英ソ三国が一致したとしても他の二常任理事国の一致が常に得られるとは限らない。

さらにこれらの宣言が発表され、決議が採択された一九六八年には、中華人民共和国はすでに核兵器国であったが、国連の正式のメンバーにはなっていなかった。当時において、核兵器を使用する能力があって、安全保障理事会の常任理事国でなかった国は中華人民共和国のみであったから、「これらの宣言および決議は、中華人民共和国による核の冒険主義を防止するためのものであった」[27]という指摘は十分根拠のあるものである。一九七一年に中華人民共和国がその代表権を回復し、安全保障理事会の常任理事国になってからは、核兵器を使用する能力のある国はすべて安全保障理事会で拒否権をもつ国となり、論理的にもこの安全保障の有効性は全くなくなったと言えるで

あろう。

第三に、米英ソ三国による宣言は単なる「意図」の表明であり、決議が歓迎しているのも「ある国の意図」である。したがってこれらは法的拘束力ある約束を構成するものではない。これに対して多くの非核兵器国は、核攻撃の犠牲または威嚇の対象となった非核兵器国への即時の援助を提供するという拘束力ある条約による保障を要求していた。したがってこの点に関しても、法的観点から考えるならば、何ら新しいものを付け加えていない。

第四に、三ヵ国による宣言および安全保障理事会決議第二項で言及しているのは、「核兵器不拡散条約の当事国である非核兵器国」である。この点に関して、当面核兵器不拡散条約に加入する意図をもたないインド、パキスタン、ブラジルなどが異議を唱え、「安全保障の確保を核兵器不拡散条約の署名にリンクさせることは、国連憲章の規定に反する」[28]と主張した。しかし問題の背景を考慮するならば、安全保障の確保の問題は核兵器不拡散条約との関連で生じてきたものであり、さらに「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」の原則から考えても、核兵器不拡散条約に参加しようとしないこれらの諸国の主張は正当であるとは言えない。国連加盟国がその集団安全保障体制の中で一般に安全を保障されていることは、これらの宣言および決議により変わるものではない。さらに実質的にもこれらの宣言および決議は国連憲章の再確認以上の何ものでもない。

イラン代表が、「これらの文言により誰がより安全になったと感じるだろうか。我々は誰かに法的義務を課すような文言をともなった保障を全く見い出せない」[29]と述べており、米国上院においても、「それは、米国にとって新しい一方的な約束を何ら含むものではない」[30]と証言されている。したがって結論的に言えば、フュレ（M. Furet）が、「これらの規定は国連憲章第七章に何も付け加えていないし、またその規定を何ら変更していない」[31]と述べているように、法的には何ら非核兵器国の安全保障は強化されていないのである。[32]

(4) 非核兵器国会議

核兵器不拡散条約を推奨する総会決議および非核兵器国の安全保障に関する安全保障理事会決議が採択された直後に開かれた非核兵器国会議においても、非核兵器国の安全保障の強化を求める非核兵器国の主張は強いものであった。このことは、条約の中にそれに関する規定が何ら含まれなかったこと、並びに三ヵ国の宣言および安全保障理事会決議が不十分であることなどに基づいている。

この会議においてメキシコは、核兵器国がすべての非核兵器国に対し積極的および消極的安全保障を与える約束をする一般条約締結のために会議が開催されるべきだ、という決議案を提出した。[33] この決議案はその後一四ヵ国決議案となり、核兵器国がすべての非核兵器国の安全保障を確保するため適切な措置をとるという多数国間条約締結の会議を開くよう国連総会に要請するものであった。[34] この決議案は第一委員会では採択されたが、本会議では賛成三九、反対二〇、棄権一九で必要な三分の二の多数に一票足らずで否決された。

核兵器国による積極的および消極的安全保障を求めるパキスタン決議案、[35] およびそれらに関する条約締結の会議を一九六九年八月三一日以前に開催するための準備委員会の設置を要請するウガンダ、タンザニア、ザンビア三国決議案[36]も提出されたが、これらは表決に付されなかった。

最終的に採択された唯一の決議は、西ドイツの提案[37]によるもので、(1)(i)武力の不行使および武力による威嚇の禁止、(ii)平等権、主権、領土保全、不干渉、自決権、(iii)個別的および集団的自衛の固有の権利は武力不行使の唯一の例外であること、を再確認し、(2)核兵器国に対しそれらの原則を再確認するよう要請している。[38]

この会議においてメキシコ案が採択されず、西ドイツ案のみが採択されたため、非核兵器国の安全保障の確保の

問題はあまり進展しなかった。しかしその他の決議案およびメキシコ案からも明らかなように、実際には非核兵器国の安全保障の強化のための具体的な措置が強く主張されていたのであった。

(5)　核兵器不拡散条約再検討会議

一九七五年に開催された核兵器不拡散条約の再検討会議においてもまた、非核兵器国の安全保障に関して核兵器国と非核兵器国が鋭く対立した。核兵器国である米国は、三ヵ国の宣言に支えられた安全保障理事会決議でこの問題は解決されていると主張し、さらに核兵器不拡散条約それ自体が、国家間の核戦争の危険を大幅に減少させることにより、すべての国家の安全保障を促進していると述べた。(39)

しかし非同盟諸国を中心とする非核兵器国は、安全保障理事会決議二五五（一九六八）は核攻撃が発生した場合にのみとられるかもしれない行動に関連しているので、核兵器の使用もしくは使用の威嚇を防止する適切な保障にはならないと主張し、さらに、非核兵器国は条約により核兵器の取得を放棄しているので、その独立、領土保全、主権が核兵器の使用もしくは使用の威嚇に対し保障される権利をもつと主張した。

そして、エクアドル、ガーナ、メキシコ、ナイジェリア、ペルー、ルーマニア、スーダン、ザイールの八ヵ国は、核兵器不拡散条約の付属議定書案Ⅲを提出した。(40)その第一条は消極的安全保障に関するもので、核兵器不拡散条約の寄託国政府すなわち米ソ英三国が、(a)その領域に全く核兵器の存在しない非核兵器国で条約の当事国であるものに対し、決していかなる場合にも核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行なわないこと、(b)条約の当事国である他のいかなる非核兵器国に対しても核兵器の先制使用を差し控えることを厳粛に約束する、というものである。前半はコスイギン提案と同じ内容であり、後半は、核兵器国が管理している核兵器を自国領土に配備させている非核兵器

国に対する核兵器の先制使用の禁止である。第二条は、非核兵器地帯設置の奨励とその地帯の地位の尊重を約束するもので、第三条は、積極的安全保障に関し、核攻撃の場合に即時の援助の提供を求めるものであり、安全保障理事会決議二五五（一九六八）の線に沿ったものである。

しかしこの議定書Ⅲも、核兵器国の強い反対に遭遇し、採択されるには至らなかった。この会議の最終宣言は、一九六八年の三ヵ国の宣言に注目し、武力の威嚇または武力の行使を慎しむよう要請しているにすぎない。[41] この会議においては、非核兵器国の強い主張にもかかわらず、非核兵器国の安全保障を強化するような措置は何らとられなかった。

(二) 非核兵器地帯と安全保障

非核兵器地帯の概念は一九五〇年代後半に中部ヨーロッパに関して提案され、その後さまざまな地域に関して提案されてきた。そのうちラテンアメリカ地域を対象とする非核兵器地帯設置条約が一九六七年に成立した。さらに最近の国連総会でもさまざまな地域の非核兵器地帯構想が審議されている。それに応じて一九七五年には、軍縮委員会会議の下で資格ある政府専門家のアド・ホック・グループにより、非核兵器地帯の包括的研究がなされている。[42]

非核兵器地帯の設置は、すでに述べたように、核兵器拡散防止の一つの方法であり、非核兵器国側からの自主的な意思に基づくものである。さらに核兵器不拡散条約とは異なり、他国の所有・管理する核兵器を自国領域内に設置し・配備することも禁止されている。このことによりその領域内に核兵器が全く存在しない状態を維持するのであるが、非核兵器国の主たる目的は、そのことにより自国の安全保障を強化しようというところにある。すなわち

自国が核兵器国にならないという法的約束により「核・非核兵器国体制」の形成を促進するとともに、自国領域内に他国の核兵器を配備しないことにより核兵器の攻撃の対象とならないようにしようという目的である。さらに積極的な目的として、(1)核兵器国による非核兵器地帯の地位の尊重に関する約束、(2)核兵器国による非核兵器地帯構成国に対する核兵器の使用もしくは使用の威嚇の禁止に関する約束を、核兵器国から引き出すことがある。

その意味で、非核兵器地帯の設置は非核兵器国が核兵器国から核兵器不使用の約束を引き出すための手段となる。この点において非核兵器地帯と非核兵器国の安全保障の問題が深くかかわり合うのである。すなわち非核兵器国に対する消極的安全保障を獲得する手段としての非核兵器地帯設置の問題である。

たとえば、一九五八年二月一四日の中部ヨーロッパ非核兵器地帯設置に関するラパッキー案においても、「核兵器を所有する国は、この地帯の領域に対してもしくはこの地帯内のいかなる目標に対しても核兵器を使用しない義務を引きうける」[43]という条項が含まれていたし、またアフリカ大陸を非核兵器地帯として尊重するよう要請した国連総会決議二〇三三（XX）も、すべての国家に対しアフリカ大陸において核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行なわないよう要請していた。

(1)　ラテンアメリカ核兵器禁止条約

ラテンアメリカ諸国のイニシアティヴにより検討が開始され、一九六七年に成立したラテンアメリカ核兵器禁止条約は、当該非核兵器国の安全保障に関して付属議定書Ⅱを備えている。

付属議定書Ⅱによれば、この議定書の締約国は、(1)ラテンアメリカにおける非核兵器地帯の地位を尊重すること、(2)条約第一条の義務違反となる行動の遂行を助長しないこと、(3)条約の締約国に対し核兵器を使用しないこと

または使用するとの威嚇を行なわないこと、を約束している。この付属議定書Ⅱは核兵器国を対象に作成されたもので、現在まで中国、フランス、英国、米国の四核兵器国が署名および批准を済ませている。ソ連は、この点に関する国連総会の強い要請にもかかわらず、いまだ署名していない。

核兵器国が核兵器不使用を明確な形で条約上の義務として約束しているのは、現在のところこの付属議定書Ⅱのみである。国連憲章第二条四項での武力不行使の義務、あるいは中国による核兵器先制不使用の一方的宣言などがあるが、それらはこの付属議定書Ⅱほど明確ではない。

非核兵器地帯設置条約を締結する国家に対して、核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行なわないという考えは、総会決議二一五三A（XXI）の第三項でも確認されている。その理由は、非核兵器地帯設置条約においては、条約上の義務として核兵器の全く存在しない状態を維持することが定められるとともに、その状態を検証・査察することが規定されるからである。ラテンアメリカ核兵器禁止条約の場合も、その義務の遵守を確保するため十分な検証・査察制度が規定されている。ここに非核兵器地帯を法的文書により作成する意義がある。

核兵器不拡散条約の当事国である非核兵器国も、平和利用の核物質が軍事利用に転用されないことを確保するための検証制度を法的に受諾している。しかし他の方法で核兵器を所有する可能性を検証するための措置はない。さらに、核兵器不拡散条約では他国の所有する核兵器の配備は許されているので、その領域内に核兵器が存在する可能性は残されている。そのような非核兵器国に対して核兵器国が核兵器不使用を約束する可能性は、非核兵器地帯の場合よりも少ないだろう。この点において非核兵器地帯の概念は核兵器不拡散の概念よりも秀れているのである。

(2)　非核兵器地帯の包括的研究

非核兵器地帯の一般的なガイドラインを示すために、軍縮委員会会議の下で資格ある政府専門家により行なわれた包括的研究においても、核兵器使用禁止の問題が重要な地位を占めている。そこでは完全な合意は得られなかったが、多くの専門家は、核兵器国が地帯の構成国に対して核兵器の使用または使用の威嚇を行なわないことを約束すべきであると考えている。そしてその基礎として、国際関係において武力の威嚇または使用を差し控えるという一般原則、および非核兵器国が非核兵器地帯を創設する際に引きうける義務の性質を挙げている。

それに対して、若干の専門家は、核兵器不使用の約束は全く必要がないと考えるのではなく、それが地帯にとって有益であると考えつつも、非核兵器国側からの一方的な行為すなわち非核兵器地帯設置という行為から自動的に核兵器国の核兵器不使用義務を引き出すことに反対しているのである。そして彼らは、核兵器国は非核兵器地帯の提案をケース・バイ・ケースに検討できると主張している。(44)

以上のように、この研究での対立は、核兵器国の核兵器不使用義務の自動的な受諾をめぐって議論が対立しているのであって、非核兵器地帯の設置が核兵器国から核兵器不使用義務を引き出す有力な手段であることは一般に認められている。

(3)　国連総会での審議と決議

一九七五年一二月一一日に非核兵器地帯の包括的研究と関連して採択された総会決議三四七二B（XXXX）は、(I)非核兵器地帯の概念の定義、および(II)非核兵器地帯およびそこに含まれる諸国家に対する核兵器国の主要な義務

の定義を宣言している。まず非核兵器地帯の概念として、(a)その地帯における核兵器の完全な不存在が定められること、および(b)その義務の遵守を確保するための国際的な検証・管理制度が設置されること、を内容とした条約により作られるもので、国連総会により承認された地帯と定義している。

次に、総会により承認された非核兵器地帯に対して、すべての核兵器国は完全な法的拘束力をもつ厳粛な国際文書により以下の義務を引き受けることになっている。すなわち、(a)核兵器の完全な不存在の地位を尊重すること、(b)上述の条約の違反となるような行為の遂行を助長しないこと、(c)その地帯に含まれる国家に対して核兵器を使用しないことまたは使用するとの威嚇を行なわないこと、の義務である。この三つの義務はラテンアメリカ核兵器禁止条約の付属議定書Ⅱとほぼ同じ内容である。

この決議をめぐる審議の争点は、総会による承認の問題であった。この決議によると、非核兵器地帯であると総会により承認された地帯の国家に対して、核兵器国は自動的に核兵器不使用の義務を負うことになる。この決議に反対票を投じている米国、英国、フランスは、総会のこの権限に関して反対を唱えているのであり、勧告であるにすぎない総会決議の決定により核兵器国に義務を課すという方法を認めようとしないのである。同様の見解によりソ連は決議の投票には棄権している。

この決議の採択により、非核兵器地帯の法的概念が明確にされるとともに、非核兵器地帯設置の問題と核兵器不使用の問題との結びつきが一般に承認されるようになった。

(三) 積極的安全保障と消極的安全保障

(1) 積極的安全保障

核兵器とのかかわりにおける積極的安全保障とは、非核兵器国が核兵器の使用もしくは使用の威嚇にさらされた場合に、ある機構または国家が当該非核兵器国を援助するために積極的な行動をとることを意味する。その典型として、核兵器不拡散条約採択後の米英ソの宣言および安全保障理事会決議がある。

国連憲章に規定されている集団安全保障も積極的安全保障である。そこでは核兵器のみならずすべての武力による威嚇または武力の行使も禁止されており、それに違反する国に対しては、第七章に従い国連が積極的な行動をとることが予定されている。これは一般的集団安全保障体制であって、世界のほとんどすべての国が参加している国際機構の内部にのみ関するものである。

他方、NATOおよびワルシャワ条約機構などに代表される地域的安全保障体制も、積極的安全保障を規定している。これらは主として国連憲章第五一条の集団的自衛権に基づくものである。これらの目的は、地域的安全保障体制構成国の外部の国からの攻撃に対応することである。ここにおいて国連の場合と決定的な差異が生ずる。真の意味での集団安全保障は、国連の場合のようにその範囲が一般的でその内部にのみかかわるものである。NATOやワルシャワ条約機構などの場合は、主として外部からの攻撃に備えるものであるから、集団的安全保障ではなく本質は個別的安全保障である。

この地域的安全保障はその構成国に対して積極的安全保障を規定しているのであるが、この種の安全保障は重大な欠陥をもっている。まず第一に、それに参加する非核兵器国は、構成国である核兵器国の核兵器に自国の安全保障を委ねることにより、非核兵器国の核兵器国への従属関係がさらに強化される。このことは非核兵器国の政治的、経済的独立を危うくするとともに、いわゆる軍事同盟の対立へと導びくものである。非同盟諸国が積極的安全保障よりも消極的安全保障を望む一つの理由は、核兵器国への従属関係を拒否するからである。

第二に、積極的安全保障の最大の欠陥は、それが核軍縮の考えと論理的に矛盾することである。自国の安全保障を核兵器国の核兵器に依存させることは、そのことにより核兵器に大きな価値を認めていることを意味する。他方、核軍縮の進展にとって必要なことは、核兵器の価値を低下させることである。核軍縮は国際社会の他の現象から分離しているものではなく、多くの要素と深くかかわっているのであり、核兵器をそれほど評価しない国際的雰囲気の創造は、核軍縮を推進するための前提条件であり大きな力となる。しかし積極的安全保障の論理は、核兵器の重要性をさらに増加させるものである。核兵器国を含む地域的安全保障に参加している非核兵器国は、核軍縮については積極的な発言をしながらも、核兵器国の保護については沈黙しており、現状維持を図ろうとする傾向にある。このことは消極的安全保障に関するそれらの国家の態度にも表われている。

核兵器不拡散条約と安全保障に関する叙述において、これらの諸国――核兵器国を含む地域的安全保障体制に参加している非核兵器国――の主張にあまりふれなかったのは、彼らの主張が根本的に矛盾しているからであった。すなわち、核軍縮に関しては核兵器国に対する要求を強く打ち出しながら、自らはその核兵器の傘の下に入り込み、自国の安全を核兵器によって保護しようとするものである。したがって核兵器国の核兵器に自らの安全保障を求める非核兵器国は、その論理的帰結として、核軍縮の主張も口先だけのものにならざるをえない。

第三に、積極的安全保障は核兵器の使用を伴なうものであり――それが相手の核兵器使用に対抗するものであれ――、広島、長崎の原爆とは比較にならない規模の核兵器の使用は、地球の人類全体の存亡に関わる問題となる。さらに積極的安全保障を抑止力として考える場合においても、使用の可能性が完全に排除されるわけではない。かりに使用されないとしても、抑止理論は必然的に核軍備競争を招くことは疑問の余地がないし、歴史が証明しているところである。また抑止理論は核兵器不拡散の考えとも矛盾する。なぜなら現在の核兵器国が抑止理論により自

国の安全保障を維持できるとするならば、現在の非核兵器国も核兵器を取得または製造することにより自国の安全保障を確保しようとするからである。

以上の三つの理由により地域的安全保障による積極的安全保障は排除されなければならないと考えられる。さらに国連の一般的安全保障体制に関しても、かりにいくつかの条件が緩和されるとしても、積極的安全保障はあまり価値がないと考えられる。それは現在の分権的な国際社会の状況と、核兵器という究極兵器の問題、さらに機能的な団体としての国連の限界などから言えることである。

(2)　消極的安全保障

消極的安全保障とは、核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行なわない法的義務のことを意味する。積極的安全保障は多くの欠陥をもち、国際の平和と安全にとって、特に非核兵器国の安全にとって必ずしも有益なものでないことはすでに明らかにした。核兵器の使用もしくは使用の威嚇を禁止する消極的安全保障は、その対象の範囲により以下のような場合に区分される。

(i)すべての国家に対する核兵器の使用禁止

これは非核兵器国に対してのみならず、核兵器国に対しても核兵器の使用を禁止するもので、国連総会決議一六三五（XVI）の考えである。すべての国を対象としている場合に、核兵器の使用を全面的に禁止する考えと、先制的使用のみを禁止する考えがある。あらゆる場合においてすべての国に対する核兵器の使用禁止は、理想的な解決方法であるが、反面多くの困難を伴なうことは否定できない。

(ii)非核兵器国に対する核兵器の使用禁止

核兵器国は自ら核兵器を所有し、他の核兵器国からの核攻撃に対処する能力をもっているが、非核兵器国はそのような手段をもっていないのであるから、核使用をまぬがれるべきである、という考えである。「核・非核兵器国体制」の形成に伴ない、二つの国家群の間に明確な差異を設ける一環として、この考えが主張されている。

(iii)核兵器不拡散条約の当事国である非核兵器国に対する核兵器の使用禁止

これは、(ii)の条件にさらに条約の当事国であるという条件が加わったものであり、非核兵器国でありつづけることを法的文書により確定することを必要とする。これは事実上非核兵器国であるばかりでなく法的にも非核兵器国であることを意味する。したがって事実上非核兵器国であっても、核兵器不拡散条約の当事国でない国は当然これから除外される。

(iv)その領土にいかなる核兵器ももたない、核兵器不拡散条約の当事国である非核兵器国に対する核兵器の使用禁止

これは、(iii)の条件にさらに「その領土にいかなる核兵器ももたない」という条件が付加されたものであり、これらの三条件を充たしている国に対する核兵器の使用禁止である。コスイギン首相が一九六六年に提案し、多くの非同盟諸国の支持を得たのはこの考えである。これによれば(iii)の条件を充たしていても、自国領域内に核兵器国の所有・管理する核兵器を配備させている国は除外される。したがって自国の安全保障のために核兵器の配備を許可することは、逆に他の核兵器国からの核攻撃の標的になりうるというということを表わしている。

この考えと時としてセットになっているのは、(iii)の条件は充たしているが(iv)の条件を充たしていない国に対する核兵器の先制使用の禁止である。非核兵器国の領域内の核兵器を用いて核兵器国が他の核兵器国を攻撃した場合には、当該非核兵器国は核攻撃されるかもしれないが、他の核兵器国は最初に核兵器の配備されている非核兵器国に

対して核兵器を使用してはならない、というものである。[45]

この考えに若干似かよったものとして、「核の威嚇または攻撃に対し核兵器国からの条約上の保障により保護されていない非核兵器国に対する核兵器の使用禁止」がある。[46] すなわち核兵器国を含む積極的安全保障体制の構成国でない国、いわゆる非同盟諸国に対する核兵器の使用禁止である。これは上述のものと比較すると、その禁止の対象は少し狭くなるだろう。

(v)非核兵器地帯の構成国である国に対する核兵器の使用禁止

非核兵器地帯設置条約は核兵器不拡散条約と直接結びつくものではないが、前者の義務は後者の義務よりも広範で厳格であり、前者の義務は当然に後者の義務を含んでいる。したがって、基本的な義務の観点から考察するならば、非核兵器地帯は(iv)の条件の上にさらに、それを法的な文書すなわち条約により客観的に確定するという条件を必要とする。そしてその場合には、核兵器が全く存在しないという状態を検証するための措置も法的に定められることになる。核兵器が全く存在しない状態を法的に確定し、その義務の履行確保の手段を法的に定めているのが非核兵器地帯の本質である。(iv)に反対する国家の主張の中心は、核兵器の不存在を認識すること及び不存在の状態を維持することの困難さであった。非核兵器地帯においてはそのような困難さはもはや存在しない。

ラテンアメリカ核兵器禁止条約においても上述の義務が規定され、それに対して米英中仏の四核兵器国は核兵器不使用の義務を法的に引き受けている。ソ連はまだ付属議定書Ⅱに署名していないが、ソ連の反対は主としてキューバとの関連におけるもので、非核兵器地帯の有用性を損なうものではない。

以上の分類から明らかなように、非核兵器国が核兵器から遠ざかれば遠ざかるほど、その国に対する核兵器の使用禁止の可能性が大きくなると言えよう。すなわち(i)は理想的な解決方法であろうが、現実には(v)の方から実定法

化しつつある。したがって非核兵器国の消極的安全保障の確保は、非核兵器国自身の行動により強化しうるものである。ここに消極的安全保障の大きな特長がある。

消極的安全保障のもう一つの大きな特長は、消極的安全保障の論理が核軍縮の論理と一致するということである。このことは積極的安全保障の重大な欠陥となっており、それゆえに消極的安全保障が積極的安全保障よりも秀れていることの証拠でもある。核兵器不使用の義務が拡大するにつれて、核兵器がもつ意義は薄れてゆくのであり、それにより核軍縮がより促進されることになるであろう。そして核軍縮がさらに非核兵器国の安全保障および国際の平和と安全を増進してゆくのである。

註

(1) Indian Statement, A/C. 1/PV.1443, November 7, 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p. 703.

(2) A. Alexeyev, "Non-Proliferation Treaty and Security", *International Affairs* (Moscow), January 1969, p. 11.

(3) Radio-Television Address by President Johnson, October 18, 1964, *Documents on Disarmament 1964*, p. 468.

(4) *Nonproliferation of Nuclear Weapons, Hearings before the Joint Committee on Atomic Energy, Congress of the United States, Eighty-Ninth Congress, second session on S. Res. 179*, February 23 and March 1 and 7, 1966, p.12.

(5) A/PV.1334, September 23, 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p. 434.

(6) ENDC/167, February 3, 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p. 11.

(7) A/C.1/PV.1443, November 7, 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p. 698.

(8) I. Vanin, "Security Guarantees for Non-Nuclear Countries," *International Affairs* (Moscow), October 1968, p. 36.

(9) A/PV.805, September 23, 1959, *Documents on Disarmament 1945–1959*, Vol. II, p. 1475.

(10) Disarmament Commission Official Records, 75th Meeting, May 4, 1965, *Documents on Disarmament 1965*, p. 148.

(11) A/C.1/L. 371 and Corr. 1, Add 1-6, October 27, 1966, *Documents on Disarmament 1966*, p. 673.

(12) Memorandum From the Federal Republic of Germany to Other Governments : Nonproliferation of Nuclear Weapons, April 7, 1967, *Documents on Disarmament* 1967, p. 180.

(13) ENDC/204, November 24, 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 574.

(14) ENDC/197, September 26, 1967, *Documents on Disarmamet 1967*, p. 428.

(15) ENDC/199, October 19, 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 526.

(16) ENDC/223/Rev. 1, March 18, 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 161.

(17) ENDC/202, November 2, 1967, *Documents on Disarmament 1967*, p. 557.

(18) ENDC/202/Rev. 1, March 14, 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 191.

(19) ENDC/PV. 368, February 21, 1968, *Documents on Disarmament 1968*, p. 93.

(20) ENDC/PV. 329, September 12, 1967.

(21) Statement by Hungary, S/PV. 1431, June 18, 1968.

(22) S/PV. 1430, June 17, 1968.

(23) S/PV. 1430, June 17, 1968. ; カインザーは「さらにこの決議が核兵器の誤まった使用に対する効果的な抑止として役立つ」と述べている (Curtin Winsor Jr., "The Nonproliferation Treaty : A Step Towarde Peace," *Orbis*, Vol. 12, 1969 winter, p. 1014.)°

(24) V. Shestov, "Conference of Non-Nuclear Countries," *International Affairs* (Moscow), November 1968, p. 29.

(25) S/PV. 1431, June 18, 1968.

(26) S/PV. 1433, June 19, 1968.

(27) David Lenefsky, "The United Nations Security Council Resolution on Security Assurances for Non-nuclear-weapon States," *New York University Jonrnal of International Law and Politics*, Vol. 3, 1970, p. 60.

(28) Statement by India, S/PV. 1433, June 19, 1968.

(29) A/C.1/PV. 1562, May 7, 1968. ; ニコフェイも「この核の保障はあまりにもあいまいでありギャップが多いので、その利益が威嚇されているいかなる国も、全くそれにたよることはできない」と述べている (Joseph I. Coffey, "Nuclear Guarantees and Nonproliferation," *International Organization*, Vol. 25, autumn 1971, p. 842.)°

(30) *Nonproliferation Treaty : Hearings before the Committee on Foreign Relations, United States Senate, Ninety-first Congress, first session on Executive H, 90th Congress, Second Session*, Part 2, February 18 and 20, 1969, pp. 306, 336.

(31) Marie-Françoise Furet, *Le Désarmement*, 1973, p. 141.

(32) 同様の見解として、ダイは「安全保障理事会において採択された保障の形式は、その厳格なひびきにもかかわらず、憲章第七章にすでに規定されている集団的安全保障措置のマシナリーに新しい手続を何らつけ加えたのでもなく、また何らの実質的な改善をもたらしたのでもない」と述べているし (Poeliv Dai, "Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons with Special Reference to Canada's Position," *Canadian Yearbook of International Law*, Vol. 6, 1968, p. 241)、フィシェールも、「それらの宣言およびそれをかきとめた安全保障理事会決議は、国連憲章により引きうけた義務に比べて何ら新しい義務を生じるものではない」と述べている (Georges Fischer, "La Conférence des Parties chargées de L'examen du Traité sur la Non-Prolifération des Armes Nucléaires," *Annuaire Français de Droit International*, 1975, p. 39.)°

(33) A/CONF. 35/C.1/L. 3, September 13, 1968.

(34) A/CONF. 35/C.1/L. 3/Rev. 1 and 2, September 24, 1968.

(35) A/CONF. 35/C.1/L. 11, September 21, 1968.

(36) A/CONF. 35/C.1/L. 4, September 17, 1968.

(37) A/CONF. 35/C.1/L.13/Rev. 1, September 25, 1968.

(38) 西ドイツがこの決議案を提出した意図は、国連憲章第五三条および第一〇七条の旧敵国条項の例外を除くところにあったと言われている (Marie-Françoise Furet, *op. cit.*, p. 142.)。

(39) U. S. Arms Control and Disarmament Agency, *Nonproliferation Treaty Review Conference*, USACDA Publication 79, April 1975, p. 7.

(40) NPT/CONF/22, May 15, 1975.

(41) NPT/CONF/30/Rev. 1, May 30, 1975.

(42) Comprehensive Study of the Question of Nuclear-Weapon-Free Zones in All its Aspects, Special Report of the Conference of the Committee on Disarmament ; *Official Records of the General Assembly, Thirtieth Session, Supplement No. 27 A* (A/10027/Rev. 1/Add. 1). なおこの報告書の要約については、拙稿「軍縮委員会会議『非核兵器地帯の包括的研究』」法政理論第一〇巻一号（一九七七年九月）一七八―一九八頁参照。

(43) Note and Memorandum From the Polish Foreign Minister (Rapacki) to the American Ambassador (Beam), February 14, 1958, *Documents on Disarmament 1945-1959*, Vol. II, p. 947.

(44) Comprehensive Study of the Question of Nuclear-Weapon-Free Zones in All its Aspects, *op. cit.*, pp. 39, 41-42, 50, 51, 61.

(45) また、その領域に核兵器が配備されている条約当事国である非核兵器国は、条約当事国である他の非核兵器国に対する核兵器の使用を許さないようにすべきである、という要請もある (NPT/CONF/C.1/L.1,Ghana, Nepal, Nigeria, Romania

and Yugoslavia draft Resolution.)°

(46) Text of the Resolution adopted by the Sixth Islamic Conference of Foreign Ministers held Jeddah from 12 to 15 July 1975, CCD/462, 29 July 1975. ; Ian Smart, "Vor der Überpüfungskonferenz für den Kernwaffen-Sperrvertrag : Probleme und Aussichten," *Europa-Archiv*, Folge 6/1975, S. 211 ff.

むすび

本稿においては、現代軍縮国際法をグローバルな新しい視座から検討してきたのであり、そこにおいて「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則が考察の中心をなしていた。現代国際社会における軍縮問題は、もはや米ソを中心とする核大国のみに関する問題ではなくて、世界中のすべての国家にかかわるものになっている。そのことは、第一章で明らかにしたように、現代軍縮国際法の中心は核兵器国による核軍備の縮小・撤廃ではなく、新しい核兵器国の出現防止であり、それが核兵器国の自由な核開発と結びついて創り出された「核・非核兵器国体制」であることに表わされている。この「核・非核兵器国体制」が現代国際社会の大きな特徴の一つであるとともに、現代軍縮国際法の基底に横たわっているものである。

この「核・非核兵器国体制」は、完全な核軍縮、さらには全面完全軍縮の達成により解消されるべきものであるが、その点からこの体制を否定することは建設的なことではない。現在必要とされているのは、この体制を新しい核兵器国の出現防止という面で評価しつつ、国際の平和と安全をより高める方向をさぐることである。その際に指針となるのが「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則であり、この原則は、「核・非核兵器国体制」

を一応前提として、その内容を漸進的に改善することを目的としており、究極的にはその体制の崩壊をめざすものである。

「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」という原則の具体的表現の第一は、第二章で検討したように、核兵器国の核軍縮の問題である。非核兵器国は核兵器の所有・管理を禁止されており、他方核兵器国はさらに核開発を継続している現状において、まず第一に要求されるのは核軍備競争の停止である。核軍備を縮小・撤廃するに先立ちまず核軍備競争が停止されなければならない。非核兵器国は法的にその状態を義務づけられているのだから、新しい核兵器国の出現という側面での核軍備競争は一応停止されている。そうした非核兵器国からくりかえし核軍縮への進展を要求されるにもかかわらず、核兵器国はまだ核軍備競争を継続している。核兵器不拡散条約第六条は直接の軍縮義務を規定していないが、条約採択後一〇年近くなる今日において、いまだ核軍備競争の停止への手がかりがつかめていないことは、核兵器国の義務違反という主張を招くであろう。特に非核兵器国がその条約義務を誠実に遵守していることを考えれば、そのような主張も全く説得力がないわけではない。米ソ両国はＳＡＬＴを継続しているが、その具体的な成果は、たとえ核軍備競争の速度を若干緩めることがあるとしても、核軍備競争を停止させるものではない。

核軍備競争の停止のために核兵器国は、包括的核実験禁止、兵器用核分裂性物質の生産停止、戦略核運搬手段の増強停止、軍事費の凍結の措置を即時にとるべきである。少なくともこれらの措置をとらなければ核軍備競争は停止しない。核軍備競争の継続は核兵器国と非核兵器国の格差をさらに拡大し、「核・非核兵器国体制」を支えている核兵器不拡散の枠組をも崩壊してしまうかもしれない。グローバルな観点から考えるならば、国際の平和と安全は、核兵器国のみを一方的に有利にし、非核兵器国に重い負担を課すような「核・非核兵器国体制」の下では、維

持されないし、さらにそれを強化することは不可能である。

核軍縮と密接な関係をもつのが、第三章で詳述したように、非核兵器国の安全保障の問題である。非核兵器国の安全保障に関して、積極的安全保障と消極的安全保障が主張されてきたが、核兵器との関連で考察するならば、すなわち核時代においては、消極的安全保障が完全に秀れている。核兵器不拡散条約との関連で、米英ソの三国による宣言および安全保障理事会決議が積極的安全保障として提出されたが、これらは非核兵器国の安全保障を何ら強化するものではない。さらに核兵器国の核兵器で自国の安全保障を確保しようとする積極的安全保障は、核軍縮の論理と決定的に矛盾するものであり、さらに核軍備競争へとかりたてるものである。

これに対して、消極的安全保障は、核兵器の使用を禁止することによって、非核兵器国の安全保障を強化するとともに、核兵器の価値を低下させることによって核軍縮への道を容易にするものである。この消極的安全保障を非核兵器国の主体的な努力によって得ようとするのが、非核兵器地帯の構想である。非核兵器地帯に対する核兵器の使用禁止は、具体的なケースで若干の例外の可能性はあるとしても、一般的には核兵器国の法的確信となっていると言えよう。したがって、現在世界のさまざまな地域で検討されている非核兵器地帯の設置が進められるべきである。この措置は自国の安全保障を強化するとともに、国際の平和と安全を強化するのに役立つであろう。なぜならその地域での核兵器の完全な不存在とその地域への核兵器の不使用は、その地域の平和と安全を強化するからであり、そのような地域が拡がることはそれだけ核兵器にかかわる地域が狭められ、核戦争の可能性を少なくするからである。

現在の「核・非核兵器国体制」は、核兵器国と非核兵器国の間の義務のバランスがとれていないものであり、第二章および第三章で検討した核兵器国の核軍縮および非核兵器国の安全保障に関して、具体的な措置が早急にとら

れなければならない。そうでないと国際の平和と安全は強化されないし、核兵器不拡散の上に立つ「核・非核兵器国体制」が崩れさらに不安定な国際社会になるだろう。（一九七七・一二・二〇）